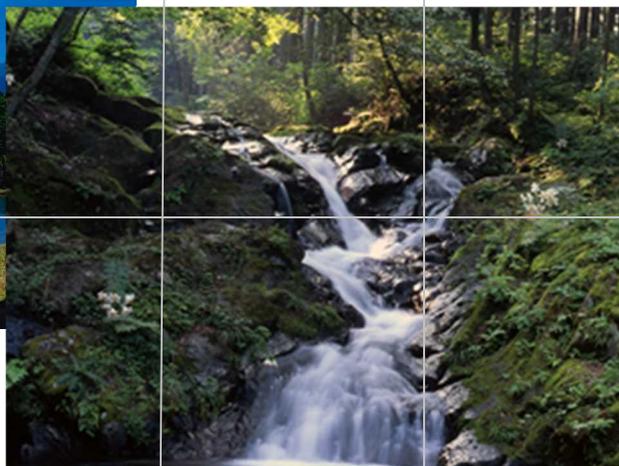
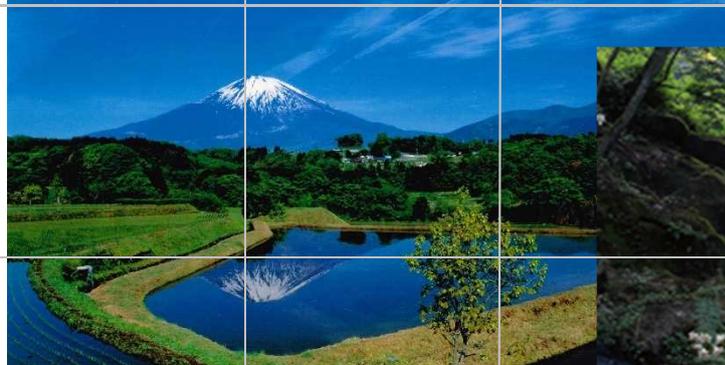




小山町水道事業ビジョン

計画期間：令和元年度～令和10年度

(中間見直し)



駿東郡小山町 上下水道課

目 次

第1章 水道事業ビジョン中間見直しの趣旨と位置づけ	
1.1 水道事業ビジョン中間見直しの趣旨	1
1.2 水道事業ビジョン、経営戦略の位置づけ	2
1.3 水道事業ビジョンの構成と策定フロー	3
第2章 小山町の概況	
2.1 位置及び地勢	4
2.2 沿革	5
2.3 まちの気候	5
2.4 まちの人口と世帯数（国勢調査）	5
2.5 まちの計画	6
第3章 水道事業のあゆみ	
3.1 水道事業の変遷	9
3.2 水道事業の概要	10
第4章 事業の現状分析・評価	
4.1 給水区域と普及状況	12
4.2 水質及び検査の状況	13
4.3 貯水槽水道の指導状況	18
4.4 日常管理の状況	19
4.5 水圧の安定性	20
4.6 水道施設の現状	21
4.7 防災体制の現状	26
4.8 水道経営の現状	29
4.9 水道料金体系	32
4.10 需要者サービス	35
第5章 将来の事業環境	
5.1 外部環境	36
5.2 内部環境	38

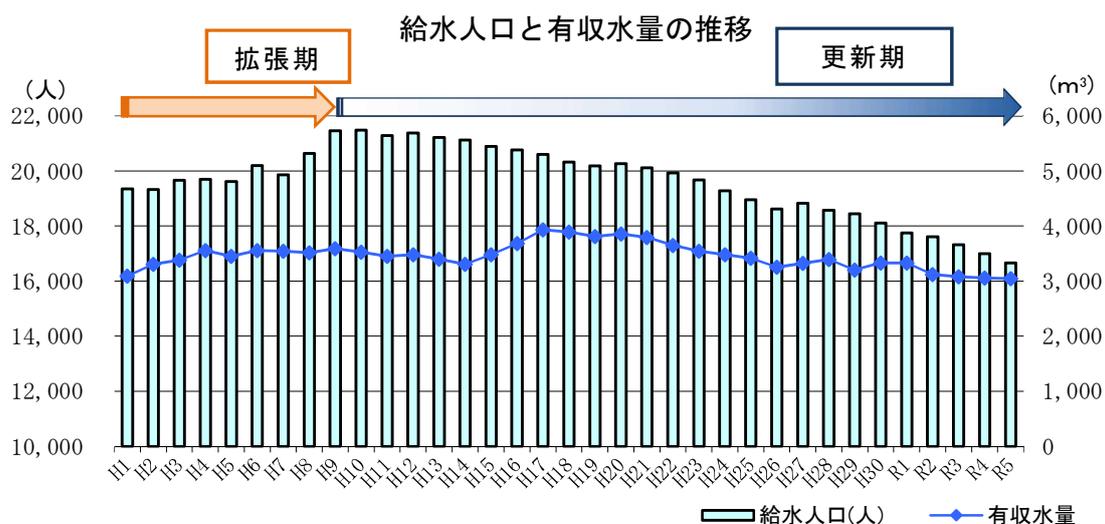
第6章 目標の設定	
6.1 基本理念と理想像	40
6.2 目標の具現化に向けて	41
第7章 効率化・経営健全化の検討	
7.1 経営戦略の方向性	43
7.2 投資の効率化	44
7.3 経営の健全化	46
第8章 投資計画、財政収支計画	
8.1 課題と施策の設定	49
8.2 投資計画	50
8.3 投資効果	51
8.4 事業費	52
8.5 財政収支計画	53
第9章 フォローアップ	54

資料 用語説明

第 1 章 水道事業ビジョン中間見直しの趣旨と位置づけ

1.1 水道事業ビジョン中間見直しの趣旨

本町の水道事業は、昭和 31 年 3 月に給水を開始して以来人口の増加に伴う水需要の増加及び産業経済の発展等に応えるべく順次拡張を重ねてきましたが、人口減少期の到来等、社会経済情勢の変化に伴う水需要の低迷により、拡張の時代から更新の時代へと移行してきました。



近年の本町水道事業におきましては、少子高齢化と人口減少が一段と進行し、水需要の減少がピーク時に比べ年々顕著となり、事業の経営環境がますます悪化してきたことから、令和元年度の料金適正化に向けた審議会を経て、令和 4 年 12 月より新料金体系をスタートしたところであります。

しかしながら、給水人口の減少に伴う収益の悪化が続く中で、社会情勢の変化に伴う物価の高騰、多様化する住民ニーズへの対応、水道施設の更新及び耐震化、水道施設機能の適正化など、水道事業に課せられた課題は山積しており、経営の健全化・効率化等、さらには経営基盤の強化を図りつつ、課題解決に必要な資金の確保を行うことがますます困難な状況となっています。

このため、本町水道事業では、計画策定から 5 年が経過する中で、今後の水需要の見直しによる財政計画のフォローアップを行い、安全で強靱な持続性ある水道事業を目指すものとします。

なお、計画期間は現行ビジョンの見直しとなるため、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間とします。

1.2 水道事業ビジョン、経営戦略の位置づけ

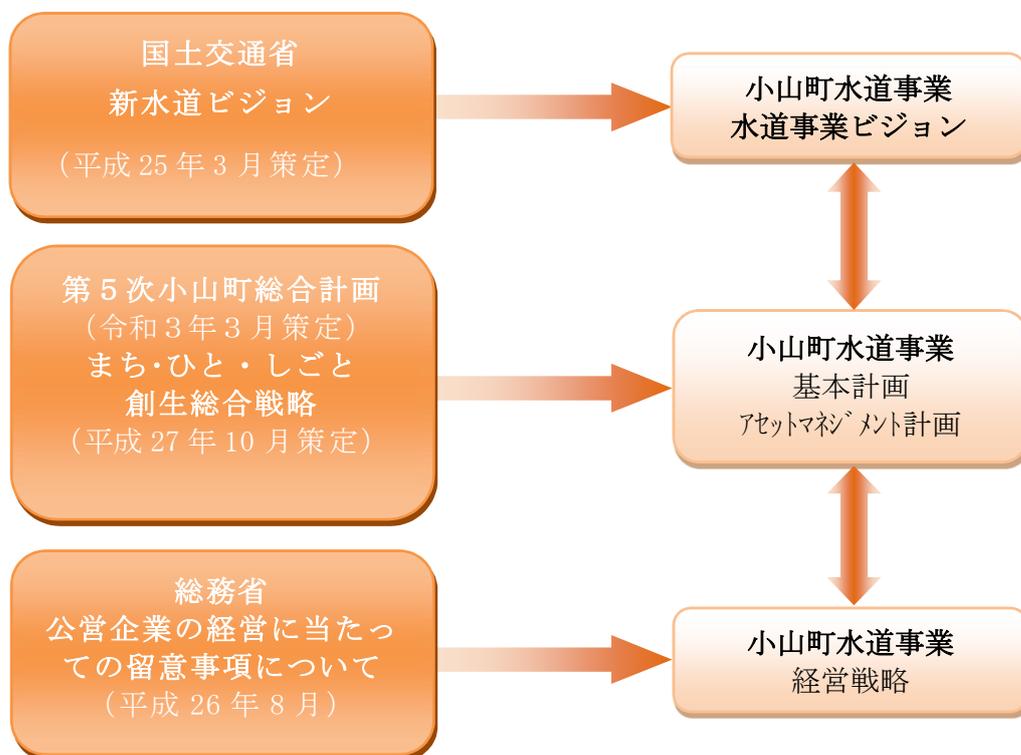
＊厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「新水道ビジョン」は、これまでの「水道ビジョン（平成 16 年策定、平成 20 年改訂）」を全面的に見直し、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、水道界全体で取り組む政策課題として「持続」「安全」「強靱」を掲げ、取組の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示しています。

一方、総務省では、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少のなかで、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、各公営企業に対し中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請しています。

このため各水道事業体においても、水道の将来像についての共通認識を持ち、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で将来像を描き、その方策を示すものとして「水道事業ビジョン」、「経営戦略」の策定が求められています。

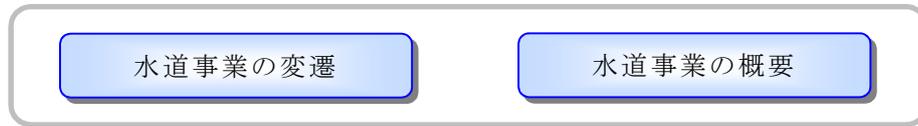
※令和 6 年 4 月に厚生労働省の所管する水道整備・管理行政が国土交通省・環境省へ移管されました。

小山町水道事業諸計画

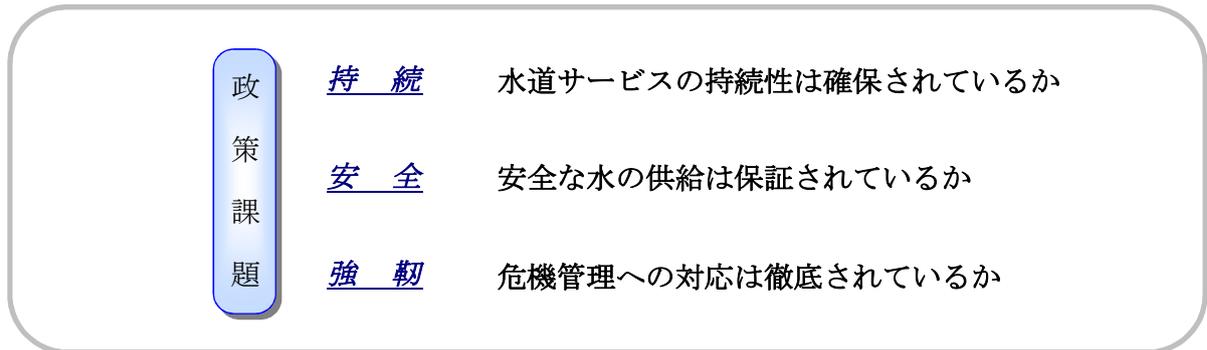


1.3 水道事業ビジョンの構成と策定フロー

第3章：水道事業のあゆみ



第4章：事業の現状分析・評価



第5章：将来の事業環境



第6章：目標の設定



第7章：効率化、経営健全化の検討



第8章：投資計画・財政収支計画



第9章：フォローアップ



第2章 小山町の概況

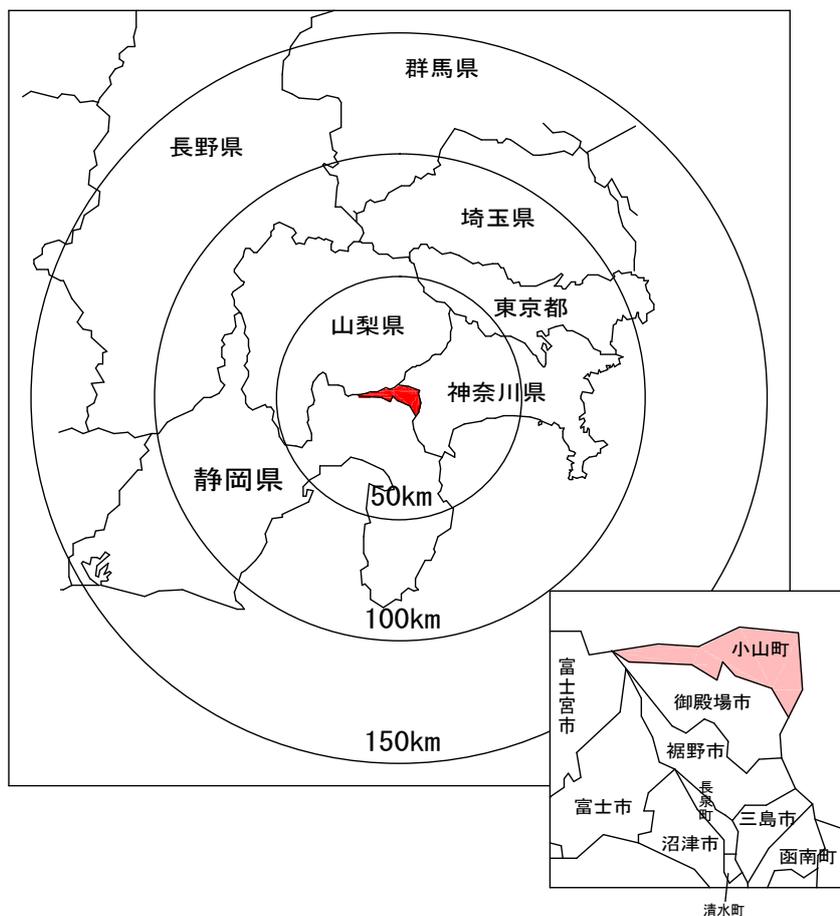
2.1 位置及び地勢

本町は静岡県北東端に位置し、北は山梨県南都留郡山中湖村、東は神奈川県南足柄市、足柄上郡山北町、西は御殿場市、南は神奈川県足柄下郡箱根町に接し、北西端は富士山頂に達しています。富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系(三国山 1,320m)と北東方は丹沢山地(不老山 930m)、東南方は箱根外輪山(金時山 1,213m・足柄峠 759m)に囲まれ東西に伸びています。

町域面積は 135.74k m²、東西に約 26.04km、南北に約 13.33kmで、海拔 300～800mの緩傾斜地帯に集落、農耕地が展開しています。

河川は源を富士、箱根山麓に発する鮎沢川が、馬伏川、須川、野沢川を合して東流し、酒匂川となっています。

町は小山、足柄、北郷、須走の4つの地域からなっています。



小山町の位置

2.2 沿革

本町は 1912 年（大正元年）六合・菅沼村との合併により誕生しました。明治時代以前より東海道足柄路の宿場町として栄えてきましたが、相次ぐ主要幹線の開通と紡績工場の開業により、その様相は商工業の町へと様変わりしてきました。

その後、1955 年（昭和 30 年）に足柄村と、1956 年（昭和 31 年）には北郷村・須走村と合併し現在に至っています。

2.3 まちの気候

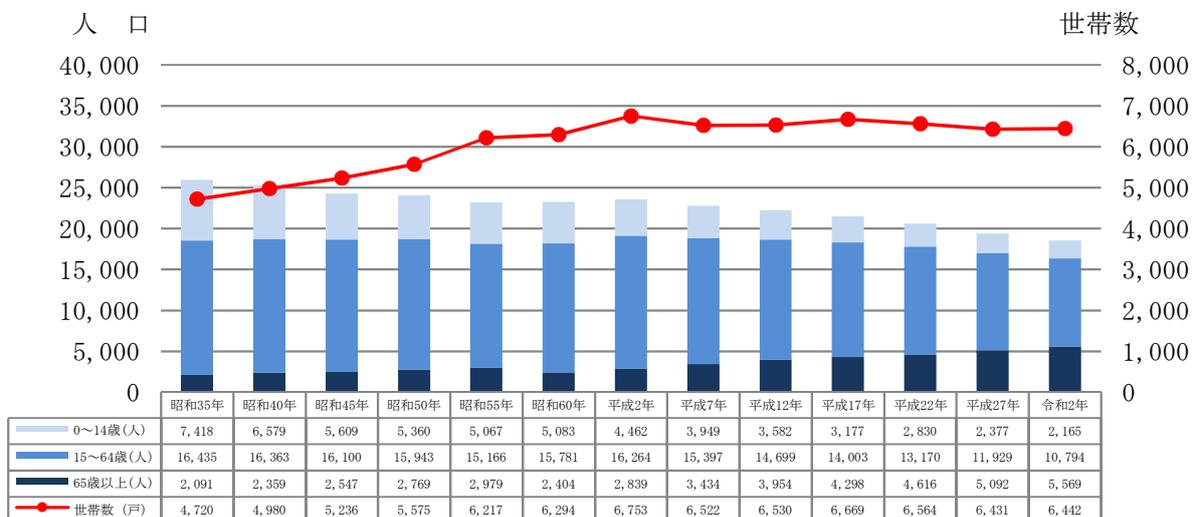
本町の気候は、夏は過ごしやすい一方、冬は寒く降雪日数も年数日記録します。



出典：小山町の統計

2.4 まちの人口と世帯数（国勢調査）

本町の人口は、年々減少傾向にあり少子高齢化が進んでいますが、世帯数は増加傾向から微減傾向にあります。



出典：小山町の統計

2.5 まちの計画

2.5.1 第5次小山町総合計画

以下、「第5次小山町総合計画（2021～2030）」より抜粋

安全な水の安定供給



■ 現状と課題

本町の上水道は、豊富な水資源を活かし、町営上水道事業により運営されています。町民意識調査によると、町民の上水道への満足度は高い状況にあります。しかしながら、人口減少や三来拠点事業等による水需要への対応や、水道施設の老朽化に伴う更新事業の増加などの課題が生じています。そのため、利用者に対して将来に渡り安全でおいしい水道水の安定供給を維持するよう、古い水道管の布設替えや配水施設等の整備を推進するとともに、水質の保全と監視に努め、将来の水需要に対応した、効率的な水道事業の運営が望まれています。

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「安全な水道水が安定供給されている」と回答する町民の割合	86%	95%以上	町民意識調査
水道管耐震化率	25%	30%	町内の水道管総延長に対する耐震性のある管の割合

■ 施策の方向（主な取組）

(1) 水源の確保と水質の適正管理

① 地下水保全と取水施設の整備

継続的な水需要に応じていくために地下水保全に努めていくとともに、老朽化した取水ポンプの交換など施設の整備を進めます。

② 定期的な水質検査の実施

原水、浄水の水質検査を定期的に行います。

(2) 水の安定供給

① 計画的な水道管の更新による漏水の防止

老朽化して補修が必要となった水道管の布設替えを計画的に行い、漏水を防止します。

② 水道施設の定期的な点検や改修の実施

水道施設の定期的な点検や改修等を実施し、維持管理体制を強化します。

③ 水道基幹管路や水道施設の更新による耐震化

災害時における給配水機能の低下を最小限とするため、水道基幹管路や水道施設の更新を推進し、耐震化を図ります。

2.5.2 小山町国土強靱化地域計画（改訂版）（令和2年5月）

■ 上水道施設の耐震化等

町は、災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の取水施設（水源）、配水池や水道本管の耐震化を促進します。（行政）

項目	実績値 (R1)	目標値 (R7)
配水池の耐震化率	64.5%	70%
水道本管の耐震化率	24.8%	31%
重要な水源へ自家発電設備の整備	8ヶ所	継続

2.5.3 各種計画における水道事業の施策

(1) 第5次小山町地球温暖化対策実行計画（令和3年12月）

（公共施設エコ・アップ・プラン）

■ 事業部門等における環境保全への配慮

【上水道施設】

- ・ 環境への負荷の少ない機器の導入を促進する
- ・ 節水の協力要請をする
- ・ 水質の検査を実施する
- ・ 薬品、危険物の数量、保管状況を記録し、適正な管理に努める

(2) 小山町地震対策アクションプログラム（2023）（令和6年3月）

■ ライフライン、事業所等の地震対策の強化

No.	アクション名	分類	目標指標	2022年度 末実績	数値 目標	達成時期 (年度末)	担当課
74	配水池の耐震化	C	配水池の耐震化率	64.5%	100%	2032	上下水道課

第3章 水道事業のあゆみ

3.1 水道事業の変遷

本町水道事業は、昭和31年3月、小山地区を給水対象として計画給水人口15,000人、計画一日最大給水量4,500m³/日として創設されました。

以後、昭和49年3月に第1期拡張事業として北郷簡易水道を統合、昭和62年1月に第2期拡張事業として柳島簡易水道を統合及び棚頭工業専用地区への給水、平成4年7月に第3期拡張事業として須走簡易水道及び三菱地所簡易水道の統合並びに自衛隊富士学校、富士金明興産専用水道への上水道供給、平成7年3月に第4期拡張事業として新屋・菅沼簡易水道及び足柄簡易水道の統合、平成25年9月に第5期拡張事業として上野・中日向及び大御神、並びに滝沢の各簡易水道を統合し、町内の水道事業を一元化してまいりました。

その後、内陸フロンティア事業の一環として、平成28年10月に湯船原地区開発関連の水道施設構築に伴う第6期拡張事業及び開発区域拡張に伴う平成30年度の第7期拡張事業へと続いています。

項目	認可年月日	目標年次	事業費 (千円)	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m ³ /日)
創 設	昭和31年3月	不明	不明	15,000	4,500
第1期 拡張事業	昭和49年3月	昭和59年度	49,730	20,000	7,500
第2期 拡張事業	昭和62年1月	平成7年度	469,185	20,000	14,400
第3期 拡張事業	平成4年7月	平成12年度	1,183,310	20,000	19,500
第4期 拡張事業	平成7年3月	平成15年度	1,638,800	24,000	22,800
第5期 拡張事業	平成25年9月	平成25年度	3,264,824	20,030	22,600
		平成34年度		20,000	22,420
届 出	平成27年9月	平成36年度	—	20,000	22,540
第6期 拡張事業	平成28年10月	平成38年度	3,462,833	20,030	22,600
第7期 拡張事業	令和元年8月	令和10年度	3,367,442	20,900	25,300

※第6期拡張事業までは、申請書作成当時の元号表記としてあります。

※第5期拡張事業では、目標年度は平成34年度となりますが、給水人口及び一日最大給水量が最大値を示す年度は簡易水道統合時点の平成25年度となることから、申請は当年度の数値を採用します。

3.2 水道事業の概要

(1) 水道事業基本指標

令和5年度末現在の給水人口は16,656人、一日最大給水量は19,563m³/日、その他各指標は以下のとおりとなっています。

給水人口は、簡易水道の統合による増加要因を除けば減少傾向が継続しています。

また、既認可の第7期拡張事業においては、目標年度の計画給水人口は、町の施策である住みやすい環境の整備と企業誘致等による定住人口の増加を想定し20,900人とするとともに、一日最大給水量を25,300m³/日と設定しています。

項 目	既 認 可 第7期拡張事業	※現 況 令和5年度
1. 目標年度	令和10年度	
2. 給水区域	4.1 給水区域と普及状況参照	
3. 計画人口		
行政区域内人口	21,000人	17,042人
給水区域内人口	21,000人	17,042人
給水人口	20,900人	16,656人
4. 普及率	99.5%	97.7%
5. 計画給水量		
一人一日平均給水量	580ℓ	610ℓ
一日平均給水量	12,120 m ³	10,161m ³
一人一日最大給水量	1,211ℓ	1,175ℓ
一日最大給水量	25,300 m ³	19,563m ³
6. 負荷率	47.9%	51.9%
7. 有収率	88.5%	81.9%
8. 有効率	91.1%	84.6%

※令和5年度小山町水道事業会計決算書より

(2) その他の水道

現在、本町の給水区域内には、水道事業の他、4箇所の専用水道が運営されています。
また、本町給水区域外には15箇所の専用水道が運営されています。

1) 給水区域内における専用水道

名称	確認年月日	給水人口(人) 確認時	施設能力 (m ³ /日)	源水の 種別	浄水施設 の種別
株わさび平	S49. 3. 7	2,500	5,400.0	自己水源	消毒のみ
アルテミラ製缶(株) 富士小山工場	H14. 9. 30	332	650.0	自己水源	消毒のみ
(株)日立ハイテクサイエンス 富士小山事業所	H14. 9. 30	130	160.0	自己水源	急速ろ過
駿東学園	H15.01.22	60	360.0	自己水源 上水受水	消毒のみ

2) 給水区域外における専用水道

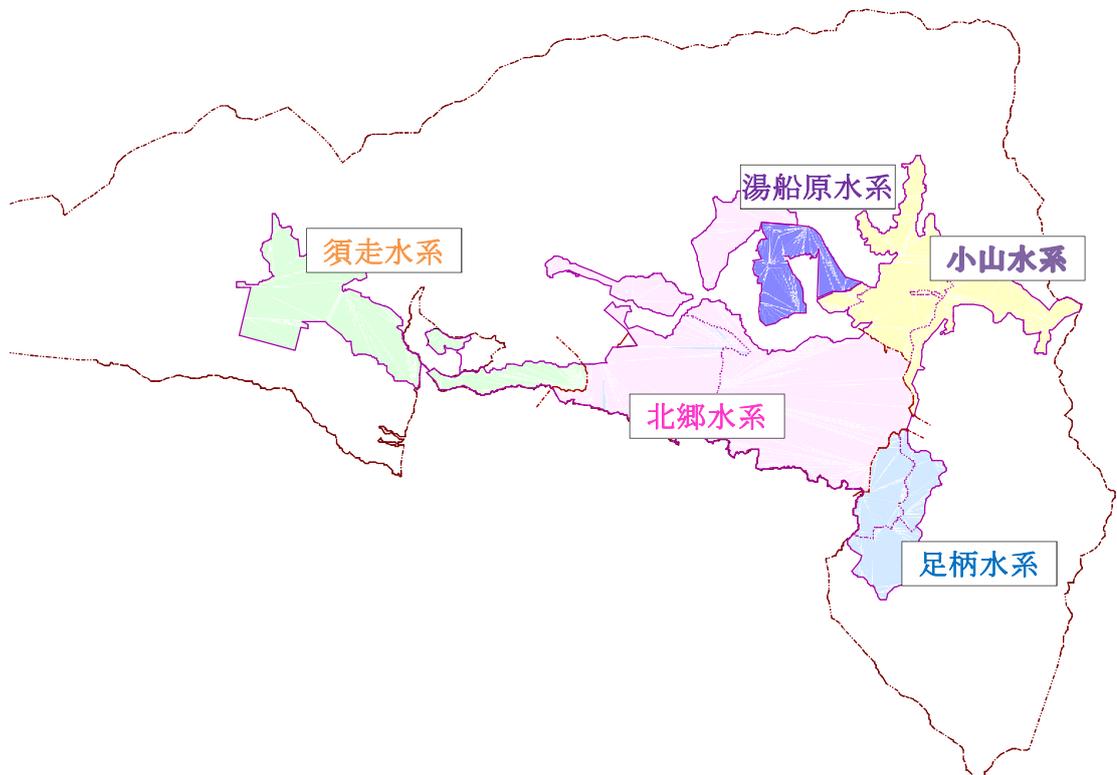
名称	確認年月日	給水人口(人) 確認時	施設能力 (m ³ /日)	源水の 種別	浄水施設 の種別
三甲ゴルフ倶楽部	H14. 9. 30	300	370.0	自己水源	消毒のみ
東富士カントリークラブ	H14. 9. 30	378	861.0	自己水源	消毒のみ
富士スピードウェイ	H14. 9. 30	32,000	1,560.0	自己水源	消毒のみ
公益財団法人 富士霊園	H14. 9. 30	1,800	861.0	自己水源	消毒のみ
ギャツビィゴルフクラブ	H14. 9. 30	200	750.0	自己水源	消毒のみ
(株)ジーシー富士小山工場	H14. 9. 30	220	960.0	自己水源	消毒のみ
PGM 御殿場カントリークラブ	H14. 9. 30	290	1,116.0	自己水源	消毒のみ
(株)富士小山ゴルフクラブ	H14. 9. 30	318	299.0	自己水源	消毒のみ
富士麓坂 36 ゴルフクラブ	H14. 9. 30	450	300.0	自己水源	消毒のみ
東名高速道路 足柄サービス エリア下り線	H15. 8. 20	3,868	2,160.0	自己水源	消毒のみ
富士ヘルスカントリークラブ	H14. 9. 30	500	3,338.0	自己水源	消毒のみ
足柄森林カントリークラブ	H14. 9. 30	500	1,813.0	自己水源	消毒のみ
(株)東名富士カントリークラブ	H15.12.12	255	540.0	自己水源	消毒のみ
富士ざくらホテル	H29.11.17	1,134	158.0	自己水源	消毒のみ
富士スピードウェイホテル	R 4. 6. 8	883	467.0	自己水源	消毒のみ

第4章 事業の現状分析・評価

4.1 給水区域と普及状況

本町行政区域面積 135.74km²のうち、上水道給水区域は市街地の 27.39km²となっています。

上水道の給水区域は、大別して須走地区、北郷地区、小山地区及び足柄地区の4地区と内陸フロンティア関連の開発が進んでいる湯船原地区を水系として加え、更に、各地区内の水圧バランスを考慮した配水区別に分割しています。



水系名	配水区名
須走水系	須走高区配水区、須走低区配水区、三菱配水区
北郷水系	一色配水区、上野・中日向配水区、用沢・棚頭配水区、大御神配水区
小山水系	小山高区配水区、小山中区配水区、滝沢配水区
湯船原水系	湯船原配水区、ハイテクパーク配水区
足柄水系	新柴配水区、宿配水区、向方配水区

4.2 水質及び検査の状況

(1) 水質検査項目

本町では、利用者の皆様への安全な水の供給を目的に、水道法に定められた水質検査を行っています。

検査は、毎年度策定している水質検査計画に基づき実施しています。令和5年度は原水23箇所、給水栓（浄水）15箇所にて検査を実施しました。

また、検査項目は、水質基準項目、水質管理目標設定項目のほか、独自検査項目として指標菌検査等を実施し、その結果は本町ホームページ上にて公表しています。

各採水箇所における検査項目は以下のとおりです。（令和5年度計画より）

検査箇所	検査項目	
原 水	水質基準項目	(39 項目)
	水質管理目標設定項目 (奈良橋第一水源)	(18 項目)
	農 薬 類 (6 水源)	(6~23 項目)
	指標菌検査 (湧水水源)	(1 項目)
給水栓	水質基準項目	(51 項目)
	水質管理目標設定項目	(18 項目)
	3 ヶ月に 1 回項目	(14 項目)
	1 ヶ月に 1 回項目	(9 項目)
	毎日検査項目	(3 項目)
	要検討項目 (奈良橋水系)	(2 項目)

※検査箇所により検査項目は異なります。

過去3年にわたる検査結果から、3年に1回の検査頻度まで省略可能な項目であっても、安全性を確認するため1年に1回の検査を実施しています。また、給水栓水の検査数値が基準値の5分の1以上の場合は3ヶ月毎の検査を実施します。

水質基準項目

(令和5年度水質検査計画)

番号	検査項目	基準値		検査頻度 (回/年)		備考
				給水栓 51項目	原水 39項目	
基1	一般細菌	100	個/ml 以下	12	1	病原生物
基2	大腸菌	不検出		12	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L 以下	1	1	無機物/重金属
基4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L 以下	1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L 以下	1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L 以下	1	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L 以下	1	1	
基8	六価クロム化合物	0.05	mg/L 以下	1	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L 以下	1	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L 以下	4	1	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L 以下	1	1	
基12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L 以下	1	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/L 以下	1	1	一般有機物
基14	四塩化炭素	0.002	mg/L 以下	1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L 以下	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L 以下	1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02	mg/L 以下	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L 以下	1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L 以下	1	1	
基20	ベンゼン	0.01	mg/L 以下	1	1	
基21	塩素酸	0.6	mg/L 以下	4	消毒副生成物 につき省略	消毒副生成物
基22	クロロ酢酸	0.02	mg/L 以下	4		
基23	クロロホルム	0.06	mg/L 以下	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L 以下	4		
基25	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L 以下	4		
基26	臭素酸	0.01	mg/L 以下	4		
基27	総トリハロメタン	0.1	mg/L 以下	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L 以下	4		
基29	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L 以下	4		
基30	ブromホルム	0.09	mg/L 以下	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L 以下	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L 以下	1	1	着色
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L 以下	1	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L 以下	1	1	
基35	銅及びその化合物	1.0	mg/L 以下	1	1	味
基36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L 以下	1	1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L 以下	1	1	着色
基38	塩化物イオン	200	mg/L 以下	12	1	味
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	mg/L 以下	1	1	
基40	蒸発残留物	500	mg/L 以下	1	1	発泡
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L 以下	1	1	
基42	ジェオスミン	0.00001	mg/L 以下	1	1	かび臭
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L 以下	1	1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L 以下	1	1	発泡
基45	フェノール類	0.005	mg/L 以下	1	1	臭気
基46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下		12	1	基礎的性状
基47	P H値	5.8~8.6		12	1	
基48	味	異常でない		12	—	
基49	臭気	異常でない		12	1	
基50	色度	5 度以下		12	1	
基51	濁度	2 度以下		12	1	

基10は1回/月、基21は1回/3月 いずれも法令上検査回数低減、省略不可です。
それ以外の項目は過去の検査結果等により検査頻度の低減及び省略が可能(給水栓)です。

毎日検査項目

番号	検査項目	基準値	検査頻度 (回/日)
			給水栓
毎1	色	異常でない	1
毎2	濁り	異常でない	1
毎3	消毒の残留効果	0.1 mg/l 以上	1

水質管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値		検査頻度 (回/年)		備考
				給水栓	原水	
目 1	アンチモン及びその化合物	0.02	mg/L 以下	1	1	無機物/重金属
目 2	ウラン及びその化合物	0.002	mg/L 以下(暫定)	1	1	
目 3	ニッケル及びその化合物	0.02	mg/L(暫定)	1	1	
目 4	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L 以下	1	1	一般有機物
目 5	トルエン	0.4	mg/L 以下	1	1	
目 6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	mg/L 以下	1	1	
目 7	亜塩素酸	0.6	mg/L 以下	1	1	
目 8	二酸化塩素	0.6	mg/L 以下	1	1	
目 9	ジクロロアセトニトリル	0.01	mg/L 以下(暫定)	1	1	
目 10	抱水クロラール	0.02	mg/L 以下(暫定)	1	1	
目 11	農薬類 (注)	※		—	2	農薬
目 12	残留塩素	1	mg/L 以下	—	—	臭気
目 13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下		—	—	味
目 14	マンガン及びその化合物	0.01	mg/L 以下	—	—	着色
目 15	遊離炭酸	20	mg/L 以下	1	1	味
目 16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	mg/L 以下	1	1	臭気
目 17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	mg/L 以下	1	1	一般有機物
目 18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3	mg/L 以下	1	1	味
目 19	臭気強度 (TON)	3	以下	—	—	臭気
目 20	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下		—	—	味
目 21	濁度	1	度以下	—	—	基礎的性状
目 22	pH 値	7.5	程度	—	—	腐食
目 23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上、極力 0		1	1	
目 24	従属栄養細菌	2,000 個/ml 以下(暫定)		1	1	病原生物
目 25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L 以下	1	1	一般有機物
目 26	アルミニウム及びその化合物	0.1	mg/L 以下	—	—	色
目 27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005	mg/L 以下	1	1	

※検出値として目標値の比の和として、1 以下です。

独自検査項目

番号	検査項目	目標値	検査頻度 (回/年)	
			給水栓	原水
1	指標細菌	不検出	—	4
2	クリプトスポリジウム	不検出	随時	随時

農薬類（水質管理目標設定項目）

番号	農薬名	目標値		検査頻度（回/年）	用途
				6水源	
6	アシュラム	0.9	mg/L	1	除草剤
7	アセフェート	0.006	mg/L	1	殺虫剤
11	アラクロール	0.03	mg/L	1	除草剤
17	イミノクタジン	0.006	mg/L	1	殺菌剤
32	カルボフラン（カルボスルファン）	0.005	mg/L	1	殺虫剤
36	グリホサート	2	mg/L	1	除草剤
41	クロロタロニル(TPN)	0.05	mg/L	1	殺菌剤
45	ジクロベニル(DBN)	0.03	mg/L	1	除草剤
56	シメトリン	0.03	mg/L	1	除草剤
58	ダイアジノン	0.003	mg/L	1	殺虫剤
59	ダイムロン	0.8	mg/L	1	除草剤
62	チウラム	0.02	mg/L	1	殺菌剤
63	チオジカルブ	0.08	mg/L	1	殺虫剤
64	チオファネートメチル	0.3	mg/L	1	殺菌剤
78	ピリブチカルブ	0.02	mg/L	1	除草剤
79	ピロキロン	0.05	mg/L	1	殺菌剤
81	フェニトロチオン（MEP）	0.01	mg/L	1	殺虫剤
82	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	mg/L	1	殺虫剤
87	フサライド	0.1	mg/L	1	殺菌剤
92	プレチラクロール	0.05	mg/L	1	除草剤
96	プロピザミド	0.05	mg/L	1	除草剤
97	プロベナゾール	0.03	mg/L	1	殺菌剤
98	プロモブチド	0.1	mg/L	1	除草剤
99	ベノミル	0.02	mg/L	1	殺菌剤
100	ペンシクロン	0.1	mg/L	1	殺菌剤
103	ベンタゾン	0.2	mg/L	1	除草剤
104	ペンディメタリン	0.3	mg/L	1	除草剤
110	メコプロップ(MCPP)	0.05	mg/L	1	除草剤
113	メタラキシル	0.2	mg/L	1	殺菌剤
118	メフェナセット	0.02	mg/L	1	除草剤
119	メプロニル	0.1	mg/L	1	殺菌剤

※検査項目は、水源により異なり、6～23項目となります。

表中農薬類の検査項目は、影響が予測されるゴルフ場については年間 10kg 以上の消費実績のある項目とし、農地については年間使用量が 100kg 以上の消費実績のある項目について検査を実施します。検査箇所は一色、用沢・棚頭、須走、新柴、上野中日向、大御神の各水源にて行います。

(2) 水質状況

令和5年度末時点の過去5年間の水質検査結果は、全ての検査項目が各基準値を下回り、水質は安定しています。また、異臭味被害等を原因とした利用者からの苦情も現在では確認されておらず、今後も安全な水の供給が行える見通しです。

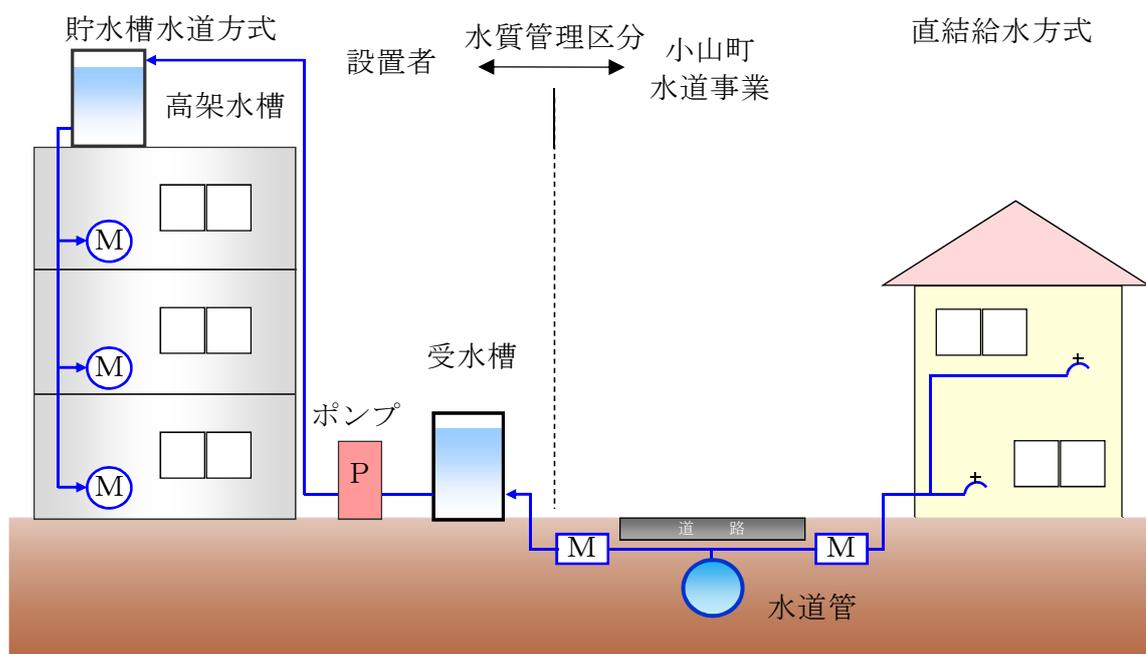
しかし、近年全国で約190件以上の水質汚染事故が発生しているといわれています。このため、本町でも各施設の特徴に留意し、水質監視体制の強化に努めるとともに、水安全計画に基づき水質面でのリスク対応力のさらなる強化に努める必要があります。

原水の留意すべき対象事項及び対処方法は以下のとおりです。

区分	配水系	留意すべき事項	対処方法
上水道	奈良橋	硬度、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	一色	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	用沢	フッ素、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	棚頭	フッ素、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	大御神	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	上野中日向	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	須走	なし	
	籠坂	なし	
	三菱	なし	
	湯船原	フッ素、マンガン、蒸発残留物	毎月の浄水の水質検査による監視 毎週のマンガン測定による監視
	宿	硬度、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	向方	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	新柴	なし	
滝沢	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視	

4.3 貯水槽水道の指導状況

ビル・マンション等の水道設備では、水道事業者から供給される水道水を、一旦受水槽で受けた後ポンプ加圧により屋上の高架水槽に送り、そこから各階に給水を行っています。こうした受水槽方式のうち、大規模なものを専用水道、それ以外のものを貯水槽水道と定義しています。さらに貯水槽水道は、水槽の有効容量が 10m^3 を超え、 100m^3 以下のものを簡易専用水道、 10m^3 以下のものをその他の貯水槽水道(小規模貯水槽水道)としています。貯水槽水道に係る水質の管理区分は以下のとおりです。



受水槽方式の概念図

今まで、 10m^3 を超える受水槽については保健所が管理指導を行ってきましたが、水道法の改正により、すべての貯水槽水道は、水道事業者が定める供給規程のなかで、水道事業者と貯水槽水道設置者の責任に関する事項を明確化することになりました。このため、本町では保健所との連携により、今まで以上に貯水槽水道の衛生管理の徹底を図る必要があります。



その他、上記課題の解消につながる直結給水方式の促進を行う必要があります。直結給水の範囲拡大は、受水槽の衛生対策、受水槽管理に起因する供給水の水質劣化の解消、加圧ポンプ削減による省エネルギー化等のメリットがあります。

4.4 日常管理の状況

現在、上下水道課職員及び外部委託業者により、下記施設の日常点検及び施設内設備の巡回点検作業のほか、毎日の水質検査（色、濁り、消毒の残留効果）を各配水区の給水栓にて行っています。

番号	施設名	業務内容
1	中島加圧ポンプ室	施設点検
2	柳島配水池・柳島ポンプ室・湯船町住揚水ポンプ室	施設点検
3	ハイテクパーク水源及び配水池	施設点検・塩素補充
4	湯船原配水池	施設点検・塩素補充残数確認
5	上野中日向水源及び配水池	施設点検・塩素補充
6	大御神水源及び配水池	施設点検・塩素補充
7	三菱第1水源及び配水池	施設点検・塩素補充
8	一色配水池	施設点検
9	一色水源	施設点検・塩素補充残数確認
10	用沢第2水源	施設点検・塩素補充
11	用沢第1水源及び配水池	施設点検・塩素補充
12	棚頭第2水源	施設点検・塩素補充
13	棚頭第1水源及び配水池	施設点検・塩素補充
14	宿水源	施設点検
15	宿高区配水池	施設点検・塩素補充
16	新柴水源及び配水池	施設点検・塩素補充
17	向方水源	施設点検・塩素補充
18	鮎沢受水槽	施設点検
19	犬の平受水槽	施設点検
20	菅沼坂下加圧ポンプ	施設点検
21	小山高区配水池	施設点検・塩素補充残数確認
22	小山中区・低区配水池	施設点検
23	須走御登口第一水源	施設点検・塩素補充
24	須走籠坂着水井及び配水池	施設点検・塩素補充残数確認
25	須走紅富台受水槽	施設点検
26	須走東急別荘加圧ポンプ	施設点検
27	須走宮脇水源及び配水池	施設点検・塩素補充
28	須走御登口第二水源	施設点検・塩素補充
29	須走滝の台水源	予備施設のため月1回
30	滝沢水源	施設点検

特に施設の点検に関しては、平成30年12月に水道法の一部を改正する法律の成立に伴い、水道事業者は施行規則で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つことを目的とした点検を含む維持・修繕の実施義務が生じています。このため、特に水密性を有するコンクリート構造物については、本町点検計画に基づき5年に1回の頻度で日常点検及び定期点検を実施する計画となっています。

点検は、初期点検時に劣化機構による損傷の確認を行い、同時に作成した損傷展開図を基に損傷度合いの進行を確認していきます。

今後は、こうした定期的な点検調査により、状態監視保全型維持管理に応じた補修・修繕を行い、本町アセットマネジメント

計画の確実な履行を図り、結果的に施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図ります。

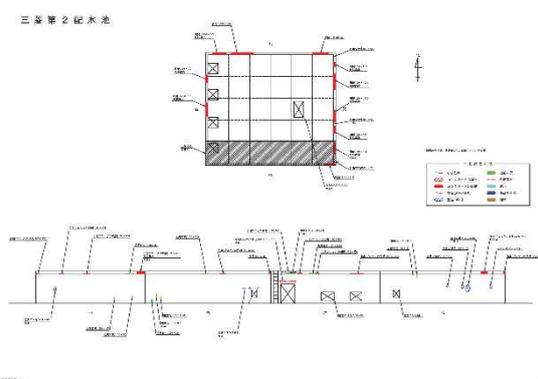
4.5 水圧の安定性

水道の水圧は、最小動水圧が150kPaを下回らないこと、最大静水圧が740kPaを超えないことと定められています。

本町は、可住域の高低差が700mに達するなか、水系を須走、北郷、小山、足柄及び新たに大規模な開発が進められている湯船原の5水系に大別し、更に、水系内に水圧バランスを考慮した配水区分を設けています。しかし、それでも適正水圧が得られない地区があるため、減圧槽又は減圧弁により調整している状況であり、減圧弁の故障による水圧過多が発生する可能性があります。



施設の点検状況



損傷展開図

4.6 水道施設の現状

本町の主な水道施設は、取水施設、配水施設、加圧・揚水施設等から構成されています。水源は全て自己水源から成り、他の事業者からの供給は受けていません。また、配水方式は自然流下方式を原則としていますが、町内可住域の高低差が700m以上あるため、中間点及び末端部では減圧方式や加圧方式により給水を行っている地区が存在しています。

(1) 取水施設

現在、本町内の水源は20ヶ所（予備水源4箇所を除く）で、水量は申請年度（令和7年度）における一日最大給水量25,400m³/日に対し、42,531m³/日の施設能力を確保していますが、施設の老朽化が進んでいることから、安定給水に向けた維持管理の強化が必要になります。また、足柄水系の一部において単独水源の配水区が存在していることから、バックアップ体制の強化も必要となります。

取水施設一覧

水系	水源名	水源種別	施設能力 (m ³)	現認可能能力 (m ³)	さく井 年度	※老朽度
須走	1 籠坂	湧水	7,300	4,380	S63	
	2 宮脇	深井戸	1,296	900	S49	高
	3 御登口第1	〃	576	500	S51	高
	4 御登口第2	〃	1,296	800	S57	高
	滝の台	湧水	(600)	予備	-	
	5 三菱第1	深井戸	1,066	890	S46	高
	小計	5(予備1)	11,534	7,470		
北郷	6 一色	深井戸	1,728	1,110	S38	高
	7 大御神	〃	288	140	S53	高
	8 上野・中日向	〃	331	330	S53	高
	9 用沢第1	〃	2,592	2,500	S45	高
	10 〃第2	〃	2,707		S49	高
	11 棚頭第1	〃	2,981	3,800	S60	
	12 〃第2	〃	2,678		S42	高
	小計	7	13,305	7,880		
小山	13 奈良橋第1	湧水	11,600	4,850	S31	高
	14 〃第2	〃			S31	高
	〃第3	〃		予備	-	
	15 滝沢	〃	605	520	不明	高
	柳島	〃	(100)	予備	-	
	小計	3(予備2)	12,205	5,370		
湯船原	16 湯船原	深井戸	2,312	2,300	H29	
	17 ハイテクパーク	〃	720	460	S63	
	小計	2	3,032	2,760		
足柄	18 新柴	深井戸	396	250	S51	高
	19 宿	〃	979	770	S44	高
	20 向方	〃	1,080	900	H3	
	竹之下	湧水	(1,500)	予備	-	
	小計	3(予備1)	2,455	1,920		
計		20(予備4)	42,531	25,400		14

※老朽度：令和5年度現在の経過年数が40年以上の施設です。
()内は、予備の施設です。

(2) 配水施設（配水池）

現在の施設数は22池、有効容量は12,650m³、※耐震化率は72.9%です。また貯留時間は、水道施設設計指針（日本水道協会：2012）では、確保すべき配水池の有効容量を計画一日最大給水量の12時間分を標準としていますが、本町では小規模な施設が多く、能力不足の配水区があることから、今後は施設の耐震化と併せ、貯留能力の向上を行う必要があります。

配水施設（配水池）一覧

水系	配水池名	構造	有効容量 (m ³)	築造 年度	一日最大 給水量 (m ³ /日)	貯留 時間	耐震性	※老朽度
須 走	1 須走高区	PC	2,200	H 7	2,290	22.0	有	
	2 須走低区	SUS	1,340	R 5	2,480	12.0	有	
	3 紅富台	FRP	500	H 9	—	—	不明	
	4 三菱第1	RC	290	S60	1,090	5.7	不明	
	5 〃第2	RC	250	H 2	120	44.0	不明	
	6 〃第3	RC	110	S60	130	14.8	不明	
	小計	6	4,690		6,110	18.0	2	
北 郷	7 一色	PC	970	H10	2,110	9.9	有	
	8 大御神	RC	70	S53	140	6.9	不明	高
	9 上野・中日向	RC	130	S57	330	7.3	不明	高
	10 用沢	SUS	450	H22	6,660	8.0	有	
	11 棚頭	PC	700	S61			有	
	12 〃	PC	1,160	H23			有	
	小計	6	3,480		9,240	8.9	4	
小 山	13 高区	RC	400	S46	3,490	2.1	不明	高
	14 中区	PC	1,050	S63	1,360	16.8	有	
	15 低区	RC	350	S33	—	—	不明	高
	16 滝沢	RC	20	S34	520	0.0	不明	高
	小計	4	1,820		5,370	7.7	1	
湯 船 原	17 湯船原	SUS	1,350	H29	2,500	12.0	有	
	18 ハイテクパーク	RC	150	H 6	160	18.0	不明	
	小計	2	1,500		2,660	12.6	1	
足 柄	19 新柴	RC	70	S55	250	3.8	不明	高
	20 宿高区	RC	310	H 6	770	16.2	不明	
	21 宿低区	RC	240	H 4			不明	
	22 向方	RC	540	H 7	900	13.6	不明	
	小計	4	1,160		1,920	13.3	0	
合計	22	12,650		25,300	11.9	8	6	

※耐震化率：耐震化率は有効容量による率です。

※老朽度：令和5年度現在の経過年数が40年以上の施設です。

(3) 揚水施設、加圧ポンプ施設

現在本町には、以下の加圧揚水施設、加圧ポンプ施設が存在しますが、施設の統廃合により事業効率の向上が見込めます。

揚水ポンプ施設

水系	施設名	台数	ポンプ能力				設置年度	摘要
			口径	揚水量	揚程	電動機		
			(mm)	(m ³ /分)	(m)	(kw)		
小山	桃山揚水ポンプ	2	65	0.30	18.5	1.5	H28	犬の平受水槽に揚水
	鮎沢揚水ポンプ	2	100	0.90	55.0	15.0	H 3	〃
	犬の平揚水ポンプ	2	65	0.54	45.0	7.5	S41	道路公団受水槽に加圧揚水
	湯船町住揚水ポンプ	2	50	0.15	56.0	3.0	S39	湯船町住受水槽に揚水 自家発電機 13KVA(レンタル)
	柳島揚水ポンプ	2	65	0.49	64.5	9.0	H 9	柳島配水池へ揚水(ワウエイ)方式 自家発電機 45KVA(レンタル)

加圧ポンプ施設

水系	施設名	加圧配水能力 (m ³ /時)	ポンプ種別	台数	ポンプ能力			
					口径 (m/m)	送水量 (m ³ /分)	揚程 (m)	電動機 (kw)
須走	紅富台	18	陸上	2	40	0.30	26	1.1
	須走中区	15	陸上	3	50	0.25	30	2.2
小山	所領	60	陸上	2	65	1.00	24	3.7
	生土	60	陸上	2	65	1.00	24	3.7
	生土御園平	2	陸上	1	32	0.04	16	0.4
	中島	74	陸上	2	65	1.24	24	3.7
	奈良橋	15	陸上	2	32	0.26	27	1.1
	下谷第1	3	陸上	2	65	0.06	15	2.2
	下谷第2	2	陸上	1	32	0.03	16	1.5
	坂下	30	陸上	2	65	0.50	21	3.7
	犬の平	30	陸上	2	40	0.50	19	1.5
	南藤曲分譲地	30	陸上	2	40	0.50	19	1.5
足柄	宿高区	84	陸上	2	65	1.40	30	7.5

(4) 管路施設

配水管の整備及び老朽管路の更新・耐震化は、年次事業計画に基づき順次行っています。導水管、送水管、配水管の延長及び耐震化率、経年管路率は以下のとおりです。

配水施設（管路）一覧

管種	延長 (m)	耐震管延長 (m)	耐震化率 (%)	※経年管延長 (m)	経年管路率 (%)
導水管	4,249	1,157	27.2	2,290	53.9
送水管	4,587	1,367	29.8	1,130	24.6
配水管	168,181	53,833	32.0	44,649	26.5
合計	177,017	56,357	31.8	48,069	27.2
※静岡県全体	23,113,318	6,866,100	29.7	5,718,977	24.7

※経年管延長：令和5年度現在の経過年数が40年以上の管路です。

※静岡県全体：出典「令和4年度 静岡県の水道の現況」

※耐震管は耐震適合性のある管を含みます。

水道管の管種として多く採用されているダクタイル鋳鉄管には、継手の形式により主にGX形、NS形、K形、A形に分類されます。このうち、GX形、NS形は耐震管として、また、K形は耐震適合管、そしてA形は非耐震管として分類されます。

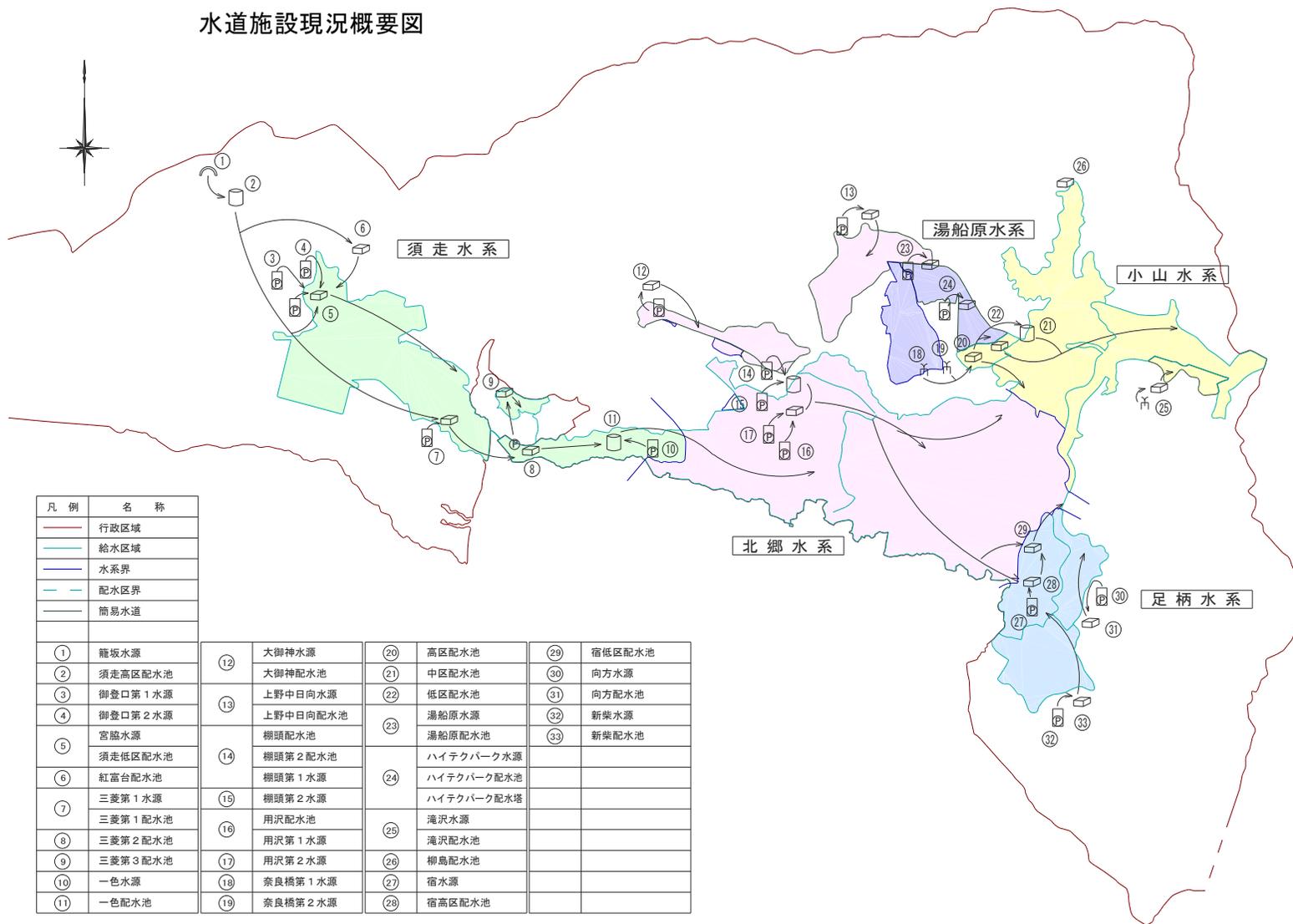
耐震適合管は、良質地盤であれば基幹管路に求められるレベル1、レベル2地震動に耐震管と同様対応できるとされていて、本町での実績も多い管種となります。

ただし、GX形の耐震管は、耐震性はもとより長寿命化も期待できることから、今後の更新には積極的な採用を図り、ライフサイクルコストの低減を図る必要があります。

また同時に、管路の更新においては、震災時の避難個所や病院等への給水を最優先とした、計画的な事業を推進する必要があります。本町では、平成29年度に老朽管更新計画を作成し、以降は本計画に基づき管路の更新事業を推進してきましたが、舗装の掘削制限期間等計画変更の積み重ねから、計画を改めて見直す必要性が生じています。



水道施設現況概要図



凡例	名称
	行政区域
	給水区域
	水系界
	配水区界
	簡易水道

①	籠坂水源	⑫	大御神水源	⑳	高区配水池	㉑	宿低区配水池
②	須走高区配水池	⑬	大御神配水池	㉒	中区配水池	⑳	向方水源
③	御登山第1水源	⑭	上野中日向水源	㉓	低区配水池	㉑	向方配水池
④	御登山第2水源	⑮	上野中日向配水池	㉔	湯船原水源	㉒	新柴水源
⑤	宮脇水源	⑯	棚頭配水池	㉕	湯船原配水池	㉓	新柴配水池
⑥	須走低区配水池	⑰	棚頭第2配水池	㉖	ハイテクパーク水源		
⑦	紅富台配水池	⑱	棚頭第1水源	㉗	ハイテクパーク配水池		
⑧	三菱第1水源	⑲	棚頭第2水源	㉘	ハイテクパーク配水池		
⑨	三菱第1配水池	⑳	用沢配水池	㉙	滝沢水源		
⑩	三菱第2配水池	㉑	用沢第1水源	㉚	滝沢配水池		
⑪	三菱第3配水池	㉒	用沢第2水源	㉛	柳島配水池		
⑫	一色水源	㉓	奈良橋第1水源	㉜	宿水源		
⑬	一色配水池	㉔	奈良橋第2水源	㉝	宿高区配水池		

4.7 防災体制の現状

近年、水道を取り巻く危機事象は多岐にわたり、なかでも主な事象としては地震、津波、風水害、渇水、落雷、水質事故等が挙げられます。

本町では、平成 22 年 9 月に発生した台風 9 号による断滅水被害、また平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を起因とする計画停電対応、その他毎年落雷による水道施設の被害を経験しており、現在では以下の各種計画及びマニュアルが策定されています。

(1) 現行の各種計画

現在定められている各種計画、協定等は以下のとおりです。

1) 静岡県応急給水受援計画

大規模地震発生時の応急給水活動に必要な情報収集及び支援要請について、県、各市町、日本水道協会静岡県支部が相互の連絡連携及び応急給水体制の確保のために、それぞれが果たすべき事項を明確にし、円滑な給水支援を確保するための計画。被害状況等は、ふじのくに防災情報支援システム（FUJISAN）を利用し、各関係機関との間で情報共有を行う。

2) 小山町地域防災計画（令和 6 年 3 月）

防災対策基本法第 42 条の規定に基づき策定された、小山町民の生命、身体及び財産の保護、さらに災害時の社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための計画。本計画にて災害時対策本部の組織、給水計画等の応急対策計画、復旧計画が定められている。

3) 水道災害相互応援に関する協定書

東部 4 市（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市）2 町（長泉町、小山町）の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援の確立を目的とした協定。

4) 小山町水道事業危機管理マニュアル

本マニュアルでは、対策の重要度が大きい①地震災害対策、②風水害対策、③停電対策、④水源汚染の 4 項目について、具体的手順が示されています。

現在、応急給水計画に係る関係施設及び避難所等は以下のとおりです。

応急給水施設

		施設名		取水量(概数)				施設名		配水量(概数)		
深井戸水源	1	一色	1,110	m ³ /日	配水池	1	一色	485	m ³			
	2	用沢第1	1,250	〃		2	棚頭	350	〃			
	3	棚頭第1	1,900	〃		3	棚頭第2	580	〃			
	4	御登口第2	800	〃		4	須走第3	200	〃			
	5	向方	900	〃		5	湯船原	675	〃			
	6	湯船原	2,200	〃		計		2,290	m ³			
	計		8,160	m ³ /日		※配水池は施設容量の1/2を可能配水量とする。 ※管網の復旧・整備状況に応じ、消火栓からも取水を行う。						
湧き水源	1	奈良橋湧水群	7,730	m ³								
	2	須走籠坂	4,800	〃								
	計		12,530	m ³								
※湧水については濁りの確認を行うものの、原則として取水を継続する。												

災害対策本部等

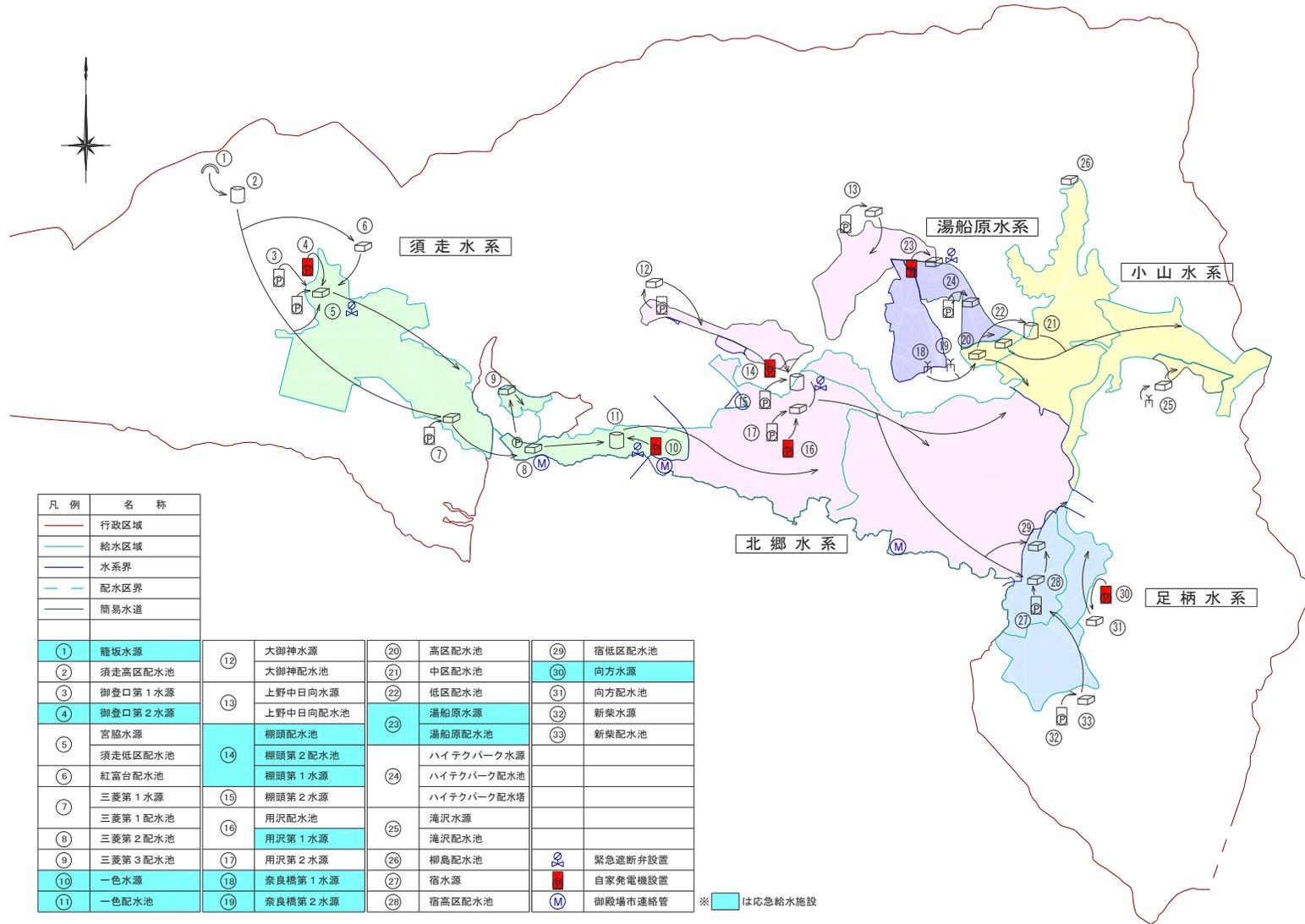
災害対策本部	防災拠点
総合文化会館	道の駅「ふじおやま」
小山町役場	道の駅「すばしり」
広域避難地	救護病院
生涯学習センター	富士小山病院
	自衛隊富士病院
現地対策本部	
足柄支所	
北郷支所	
須走支所	

避難地等

避難地		福祉避難所
健康福祉会館	北郷小学校	「駿東学園」「こでまり」
小山中学校	須走中学校	須走災害対策センター
成美小学校	須走小学校	須走東災害対策センター
明倫小学校	須走総合グラウンド	徳風園
足柄小学校	県立小山高校	平成の杜
北郷中学校		おやまの杜

災害時には、上記施設のうち飲料水の確保が困難な地域を優先的に給水拠点と定め、応急給水活動を行います。

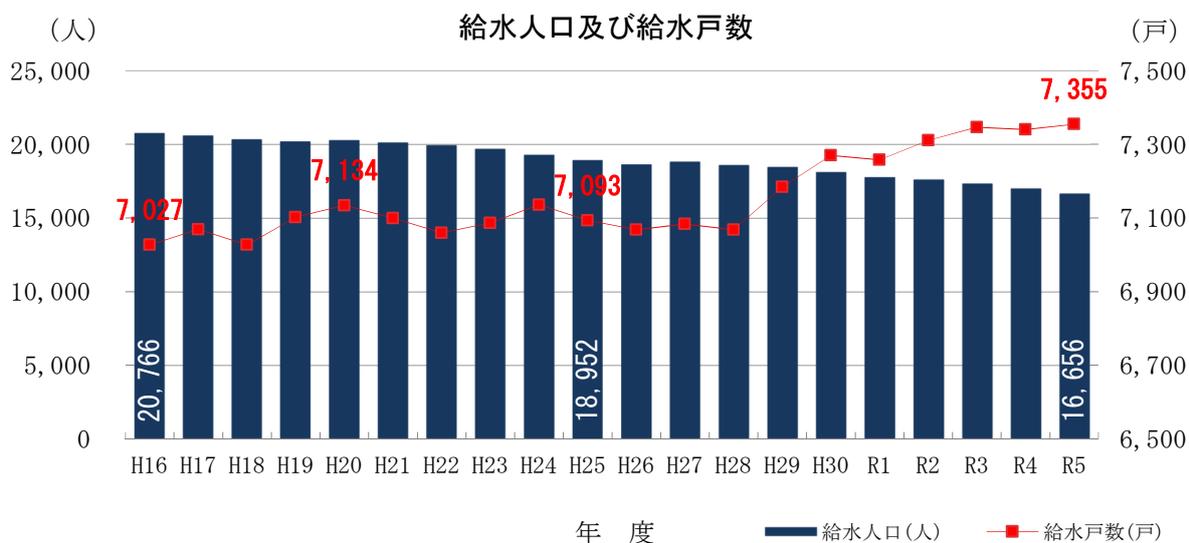
応急給水施設概要図



4.8 水道経営の現状

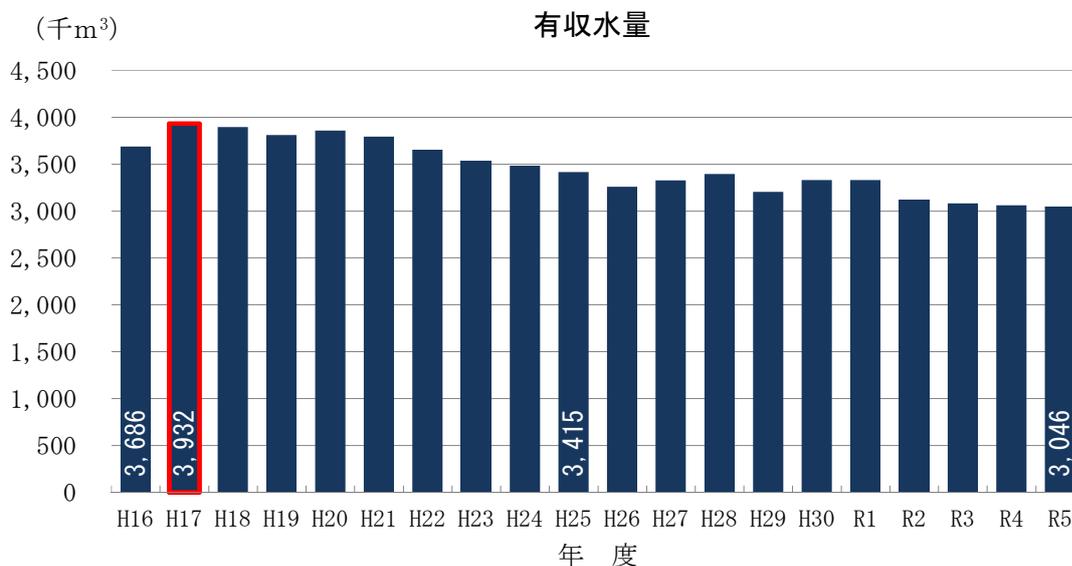
(1) 給水人口と給水戸数の推移

本町の給水人口は、少子高齢化などの影響で減少傾向にあります。平成 22 年度には 2 万人を下回り、直近の令和 5 年度では 16,656 人となっています。一方で、給水戸数は増減を繰り返しながらも、全体としては増加傾向が続いています。



(2) 有収水量の推移

平成 17 年度までは商工業用需要の増加により有収水量は増加傾向にありましたが、その後は人口減少と節水意識の浸透を背景に、総体的に減少傾向を示しています。近年では、令和元年度まで数年間続いていた微増傾向が終わり、微減傾向へと移行しています。



(3) 財政状況

令和元年度から令和5年度までの過去5年間における収益的収支及び資本的収支の実績は以下のとおりです。

		収益勘定					単位：千円 税抜
項 目		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
収 益	営業収益						
	給水収益	238,107	217,961	218,223	229,288	285,215	
	その他営業収益	8,086	8,750	8,764	7,409	7,519	
	営業外収益	72,335	72,685	72,790	96,048	71,283	
	計	318,528	299,396	299,777	332,745	364,017	
費 用	営業費用						
	原水及び浄水費	48,545	45,985	55,094	61,952	72,693	
	配水及び給水費	24,676	21,687	23,724	27,263	34,147	
	業務費	23,885	25,493	25,718	26,379	25,361	
	総係費	17,004	16,891	16,774	18,010	17,911	
	減価償却費	169,793	170,094	174,690	191,292	173,781	
	営業外費用						
	支払利息	4,132	3,930	3,957	4,129	5,006	
	その他	922	281	6,614	863	119	
	計	288,957	284,361	306,571	329,888	329,018	
収 支		29,571	15,035	-6,794	2,857	34,999	

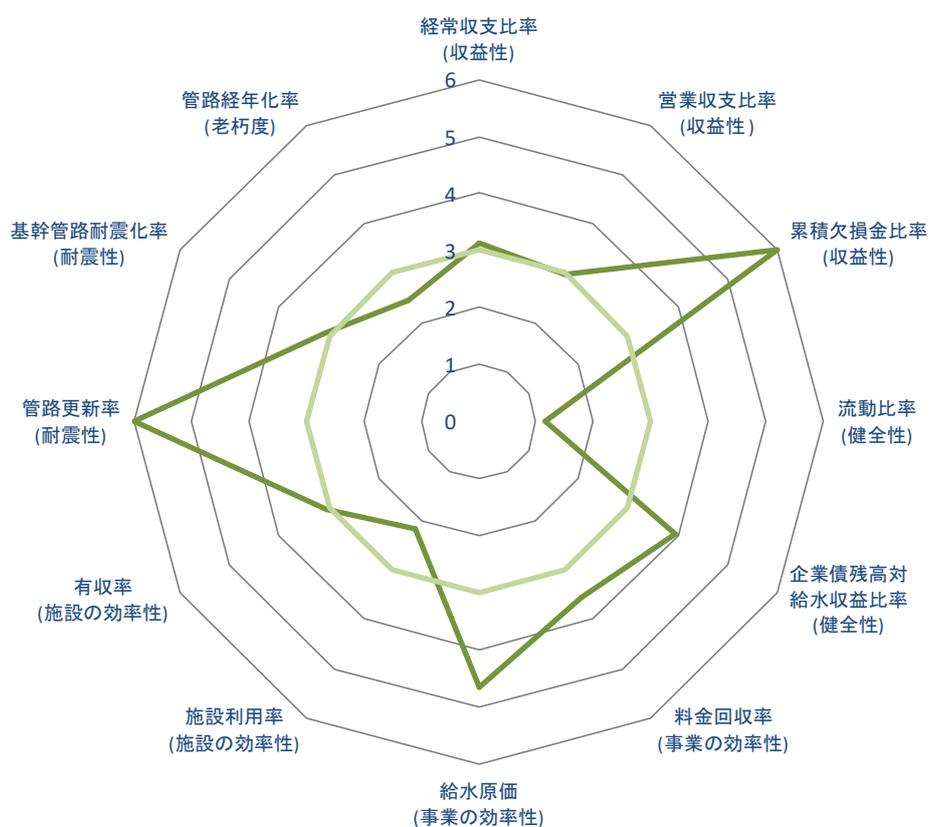
		資本勘定					単位：千円 税込
項 目		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
収 入	企業債	75,000	74,400	79,500	59,500	194,900	
	出資金	0	0	0	0	0	
	国庫補助金	60,434	121,628	157,442	130,876	197,548	
	その他	1,293	0	655	2,164	2,051	
	計	136,727	196,028	237,597	192,540	394,499	
支 出	建設改良費	223,090	268,748	356,262	336,542	571,973	
	企業債償還金	12,934	16,339	21,101	22,717	23,771	
	計	236,024	285,087	377,363	359,259	595,744	
収 支		-99,297	-89,059	-139,766	-166,719	-201,245	

※資本的収入額が、資本的支出に不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんしています。

(4) 経営指標による分析

令和5年度実績値と類似団体値との比較では、事業の効率性や債務負担に対する健全性、管路施設の耐震性に対する評価が高い一方で、資金の余力度に対する健全性や、施設の老朽度の評価が低くなりました。

なお、施設利用率は、水道事業が設置された環境により評価が異なることから、周辺事業体との比較により判断を行う必要があります。



※類似団体値を平均値の3として令和5年度実績と比較しています。

— 小山町 — 類似団体

項目	小山町	類似団体	項目	小山町	類似団体
経常収支比率(%)	110.64	106.01	給水原価(円)	84.90	189.43
営業収支比率(%)	88.06	88.42	施設利用率(%)	40.16	55.14
累積欠損金比率(%)	0.00	9.59	有収率(%)	81.90	80.13
流動比率(%)	130.15	338.89	管路更新率(%)	1.23	0.41
企業債残高対給水収益比率(%)	273.47	400.21	基幹管路耐震化率(%)	44.52	43.24
料金回収率(%)	110.29	92.83	管路経年化率(%)	27.16	22.86

4.9 水道料金体系

(1) 水道料金体系

本町の水道料金体系は「口径別単一料金制」を採用しています。

水道料金表（2月あたり：税込み）

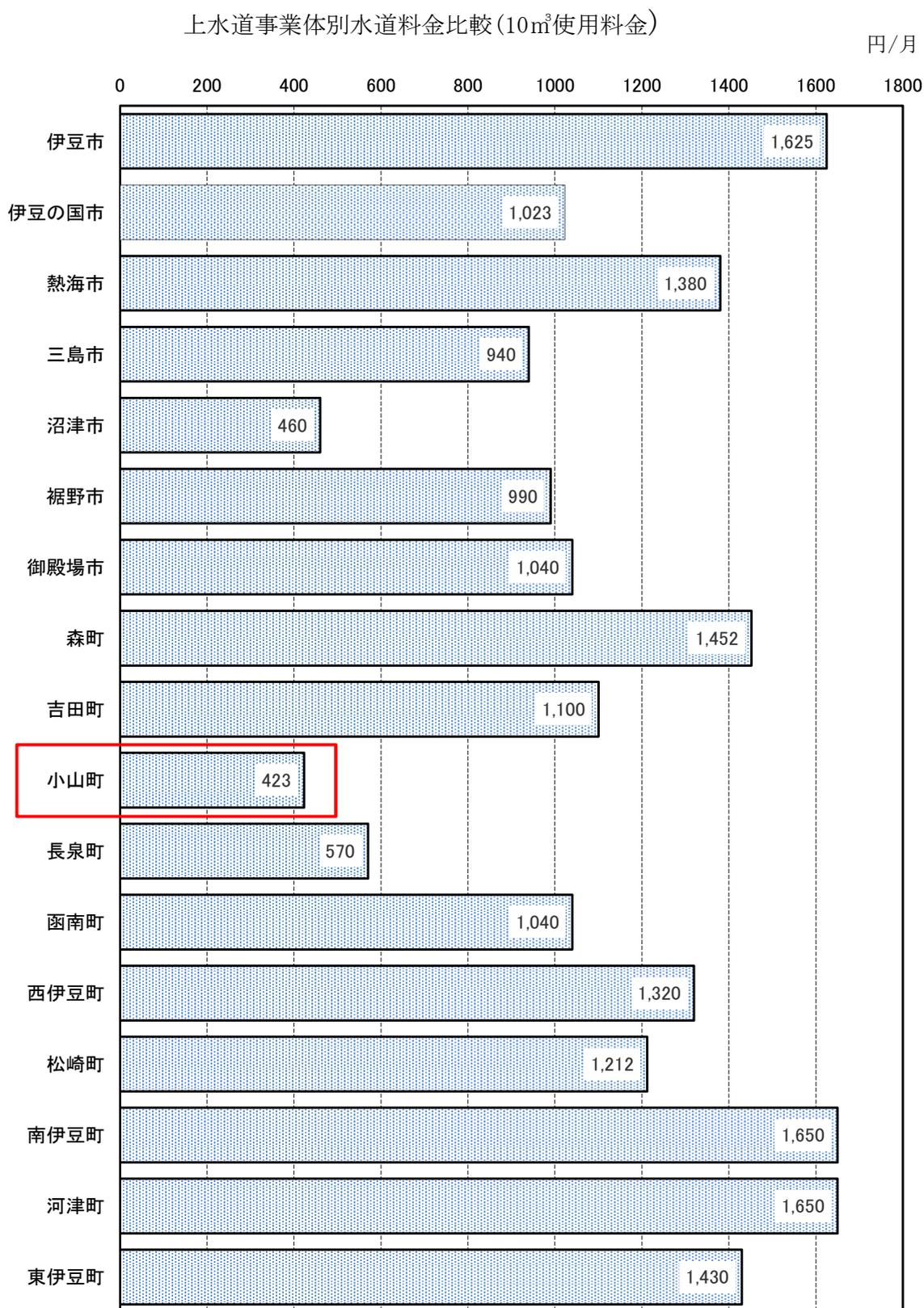
口径別	基本水量	基本料金	超過料金
13mm	26 立方メートル	1,100	1 立方メートルにつき 121 円
20mm	30 立方メートル	1,760	
25mm	36 立方メートル	2,486	
30mm	140 立方メートル	15,070	
40mm	200 立方メートル	22,330	
50mm	280 立方メートル	32,010	
75mm	340 立方メートル	39,270	

口径別水利用状況（令和5年度）

口径別	戸数 (戸)	戸数比率 (%)	一日平均 有収水量 (m ³ /日)	戸当り 有収水量 (m ³ /日)	水量比率 (%)
13mm	4,963	66.67	3,186	0.64	38.28
20mm	2,257	30.32	1,371	0.61	16.47
25mm	108	1.45	174	1.61	2.09
30mm	16	0.21	68	4.25	0.82
40mm	38	0.51	317	8.34	3.81
50mm	36	0.48	630	17.50	7.57
75mm	23	0.31	1,131	49.17	13.59
100mm	2	0.03	1,071	535.50	12.87
150mm	1	0.01	374	374.00	4.50
計	7,444	99.99	8,322		100.00

(2) 県内事業体との比較

県内主要市町の料金の比較は以下のとおりです。



(3) 類似団体との比較

1月あたり20m³使用した際の料金を、全国の類似団体及び全事業体と比較すると以下のとおりとなり、本町の水道料金は全国的にも安価であることが伺えます。

水道料金ランキング

給水人口 1.5～3 万人未満			全 国		
順位	地方公共団体	家庭用 20m ³ 当り 料金 (円)	順位	地方公共団体	家庭用 20m ³ 当り 料金 (円)
1	富士河口湖町 (山梨県)	1,140	1	赤穂市 (兵庫県)	869
2	小山町 (静岡県)	1,397	2	富士河口湖町 (山梨県)	1,140
3	白浜町 (和歌山県)	1,529	3	長泉町 (静岡県)	1,150
4	東員町 (三重県)	1,599	4	忍野村 (山梨県)	1,210
5	神戸町 (岐阜県)	1,645	5	小山町 (静岡県)	1,397
			6	草津町 (群馬県)	1,414
			7	犬山市 (愛知県)	1,479
			8	松田町 (神奈川県)	1,485
			8	中井町 (神奈川県)	1,485
			10	豊橋市 (愛知県)	1,507

出典「水道料金表：令和6年4月現在（日本水道協会）」

なお、類似団体の平均値は以下のとおりです。

使用水量	※類似団体	小山町
1ヶ月10m ³ (家庭用)	1,671 円	423 円
1ヶ月20m ³ (家庭用)	3,440 円	1,397 円

※類似団体は給水人口1.5万人以上3万人未満の団体

※本町1ヶ月10m³当りの料金は、基本水量が10m³を超えるため10m³に換算した料金です。

出典「水道料金表：令和6年4月現在（日本水道協会）」

4.10 需要者サービス

現在本町では、本町ホームページ上にて以下の情報提供を行っていますが、引き続き、利用者の皆様の意見を参考に、情報提供の拡充を図る必要があります。

(1) 水道料金、手続き

- ・使用開始・休止手続き
- ・料金
- ・町指定給水装置工事事業者一覧（PDF ファイル）
- ・小山町水道事業ビジョン（PDF ファイル）
- ・節水、凍結等の注意喚起（PDF ファイル）

(2) 水質検査

- ・原水（PDF ファイル）
- ・浄水（PDF ファイル）
- ・農薬（PDF ファイル）
- ・管理目標項目（PDF ファイル）
- ・検査計画（PDF ファイル）

(3) 資料

- ・水道給水装置工事施工指針（PDF ファイル）
- ・仕切弁鉄蓋設置図（PDF ファイル）
- ・量水器 BOX 仕様（PDF ファイル）

(4) その他

- ・休日水道工事店

第5章 将来の事業環境

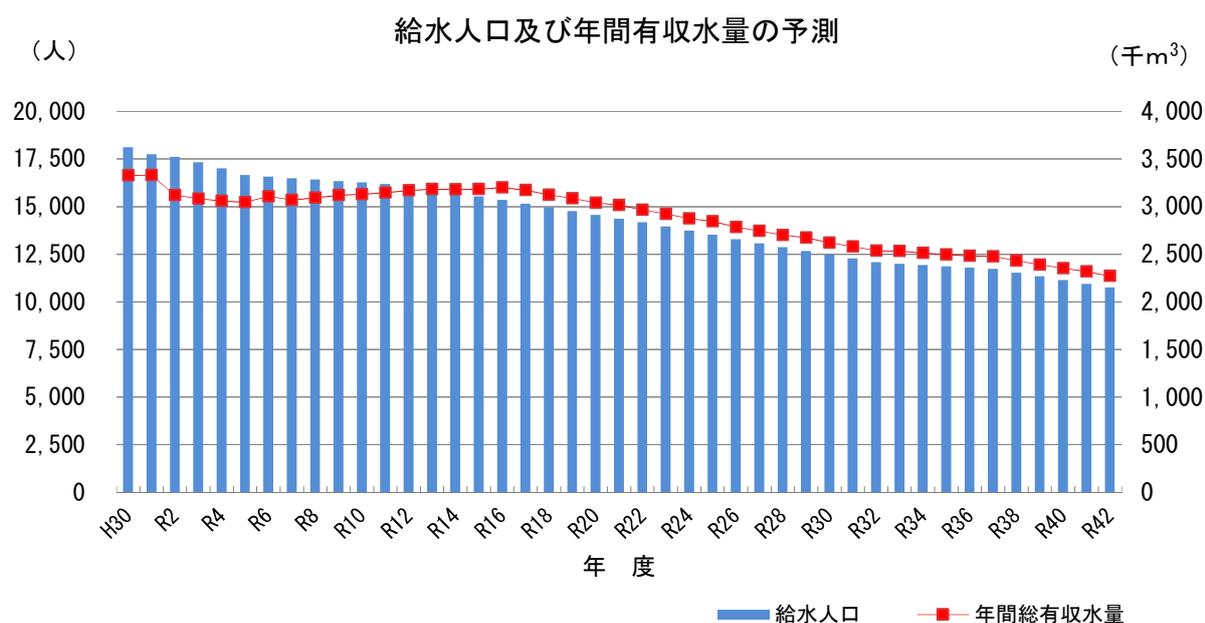
5.1 外部環境

(1) 水需要予測

水需要予測に用いる実績値は、平成26年度～令和5年度の10年間の値を用います。また、推計年度は、本計画年度に加え小山町人口ビジョン及び長期的視野を必要とするアセットマネジメント計画を考慮して36年先の令和42年度（2060）とします。

推計の結果、生活用水は減少傾向を示すものの、内陸フロンティア事業の推進に伴い、短期的には工場用水の増加が見込まれます。

年度	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m ³ /日)	年間 有収水量 (千m ³)	給水戸数 (戸)	有収率 (%)	備 考
R5 (2023)	16,656	19,563	3,046	7,355	81.9	実績
R6 (2024)	16,570	22,230	3,104	7,370	82.2	見込み
R10 (2028)	16,260	22,450	3,128	7,380	83.4	水道ビジョン計画値
R42 (2060)	10,750	15,090	2,270	5,180	90.0	アセットマネジメント目標値 長期財政収支計画値



(2) 施設の効率性

使いやすい「水」を安定的に供給するためには、水道施設能力の適正化と安定した水圧を維持することが重要であり、また、水道施設に関しては、「水道施設の技術的基準を定める省令」に定められている基準に基づく必要があります。

本町の水道施設は、「小山町上水道第7期拡張事業 変更認可申請書」により、一日最大給水量 25,300m³/日の供給能力を保持しており、今後の水需要は、内陸フロンティア新事業の一環として行われている湯船原地区開発等により、数年間は増加傾向が期待できる見通しです。

ただし、長期的視野に立った場合、令和 17 年度（2035）以降には水需要が減少する見通しとなるため、施設稼働率が低下することから是正が必要となります。

(3) 水源の汚染

本町の原水は、富士山及び丹沢山系の良質な地下水を涵養源とした湧水と、深層地下水を抛り所としていることから、国が定める水質基準には塩素滅菌のみで満足される状況です。しかし、水道水に対する危機事象は常に存在し、その原因は工場排水の流入、施設の日常トラブル及び老朽化による浄化不良、耐塩性病原生物の発生、貯水槽にまつわる事故等多岐にわたることから、水質検査結果に基づく危害原因物質の監視を常に行い、水質異常時の対応についても備える必要があります。

(4) 利水の安全性

本町の水源のうち取水能力の高い施設は、籠坂水源（湧水）と奈良橋水源（湧水）です。

特に籠坂水源は、東富士五湖道路内にある籠坂トンネル建設時に発生した水源で、町内へ自然流下による配水を行う上では非常に好都合な水源といえます。

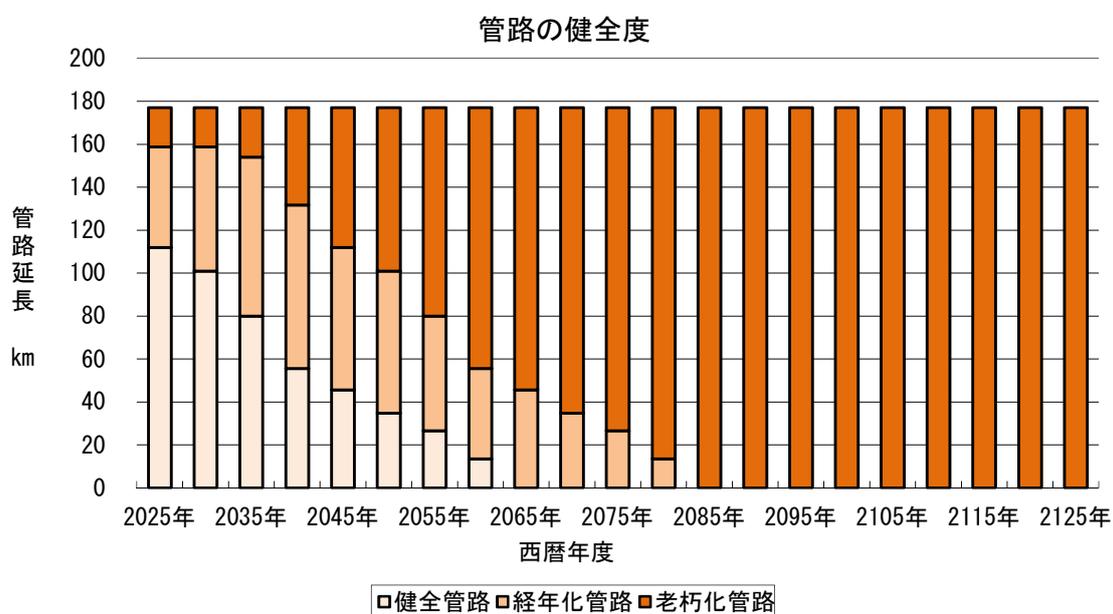
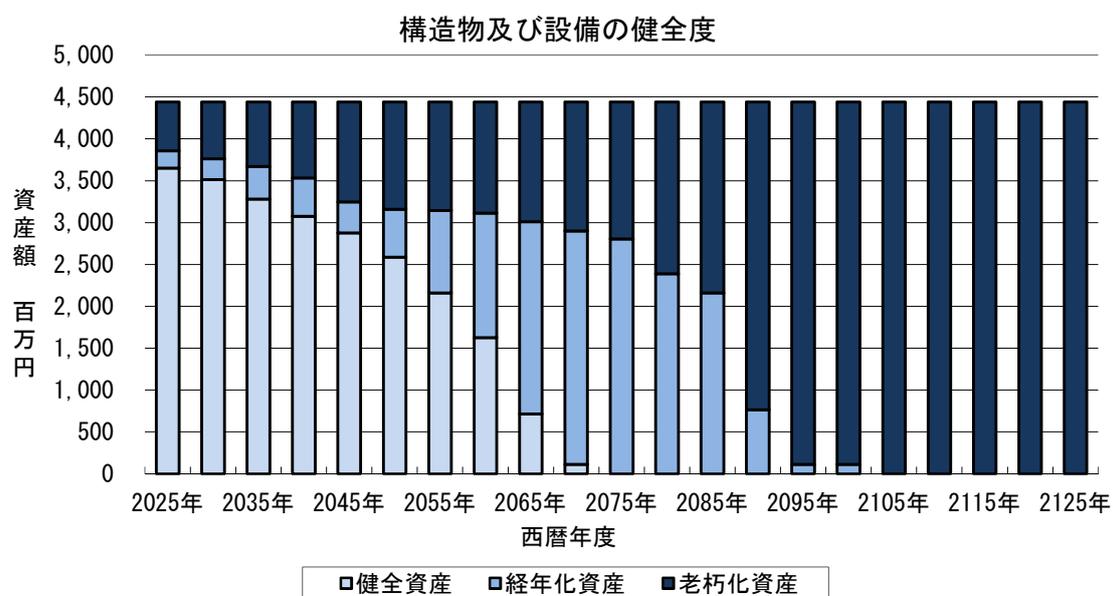
ただし、湧水水源は涵養源である富士山山麓をはじめ、周辺環境の影響を受けやすいことから、常にその環境保全に努める必要があります。

5.2 内部環境

(1) 施設の老朽化

アセットマネジメント計画より町内水道施設を更新しない場合、健全度は以下のとおり変化していきます。

構造物及び設備は、緩やかに経年変化をしていきますが、管路はやや早いペースで経年変化、老朽化が進んでいきます。



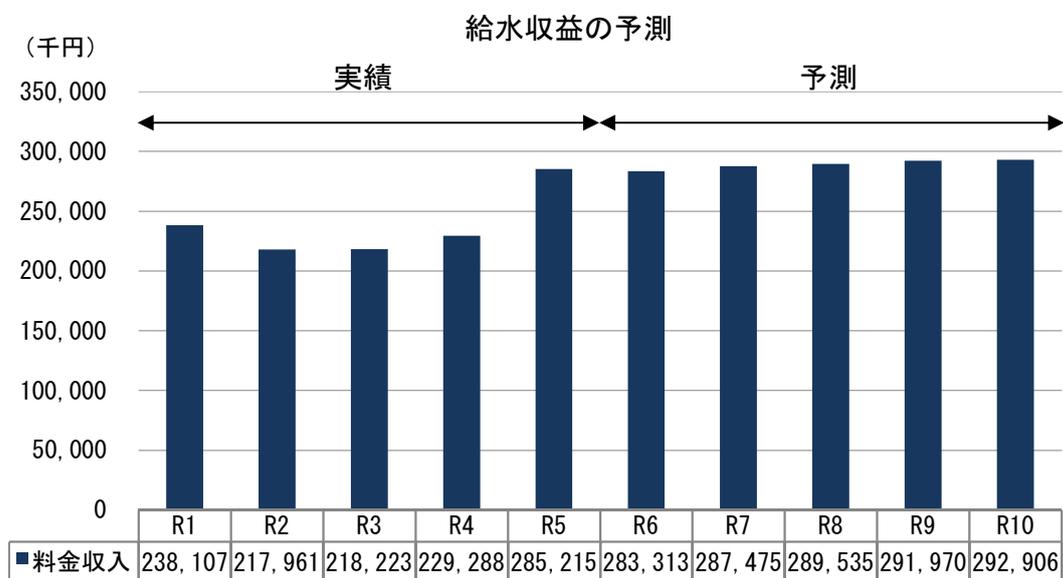
健全資産 : 経過年数が法定耐用年数以内の資産額

経年化資産 : 経過年数が法定耐用年数の 1.0~1.5 倍の資産額

老朽化資産 : 経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産額

(2) 料金収入の見込み

料金収入算定の基となる有収水量が、令和 10 年度（2028）まで増加傾向が続くと推測されていることから、今後の料金収入も増収傾向が続くものと考えられます。



第6章 目標の設定

6.1 基本理念と理想像

本町では、「第5次小山町総合計画後期基本計画（2021～2030）」を策定し、将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」と定め、これを実現するため、7つの基本目標、34の基本施策を柱に個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図っています。

このうち水道事業は、「便利で快適なまち」を実現すべく、「安全な水の安定供給」の役割を担っています。

このため、本町水道事業の基本理念を、これまで掲げてきた基本理念を継続するものとした上で、「安全な水の安定供給」の実現に向けた理想像と目標の設定を以下のとおり設定します。

小山町水道事業基本理念

富士のふもと 人々にやさしい おやまの水道

安全	理想像：安全で良質な水を供給できる水道 目標設定： <ul style="list-style-type: none">・水質汚染事故等に備え水質管理体制の構築を図る・直結給水の拡大を図る
強靱	理想像：災害に強い水道 目標設定： <ul style="list-style-type: none">・水道施設に必要な耐震性を速やかに確保する・施設の事故に備えて、主要施設の多重化を図る・災害時における迅速な復旧体制を確立する
持続	理想像：健全経営が確保された水道 目標設定： <ul style="list-style-type: none">・施設能力の適合化を図る・水圧の適正化を図る・施設を集約し、維持管理の簡素化及び省エネルギー化を図る・老朽施設の更新を図る・中長期的な財源確保の見込みをつける

6.2 目標の具現化に向けて

6.2.1 安全な水道水の供給



安全な水道水の供給により、水の安全性と衛生の確保、住民の生活の質の向上を目指します。

(1) 水質管理

水源には湧水も多く、水質に変化が生じやすいため、周辺環境の保全や十分な水質管理が求められています。

国土交通省が推奨する「水安全計画」に基づき、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実施します。

(2) 直結給水の拡大

貯水槽水道は、貯水槽の衛生面のみならず、ポンプによる再加圧の必要性からエネルギーロスも発生するため、直結給水を拡大して貯水槽水道の削減を図ります。

6.2.2 災害に強い水道の構築



災害に強い水道の構築を行い、災害時における水の安全性と衛生の確保、持続可能なインフラの提供を目指します。

(1) 耐震性の強化

本町水道事業では、基幹管路をはじめ配水池においても、耐震性の低い施設が残存しているため、耐震化対策を実施します。計画期間内は、施設能力の適正化と合わせ、小山高区、大御神、滝沢、新柴などの各配水池の耐震化を目指します。

(2) 施設の多重性

本町水道事業では、水源が豊富な籠坂水源を基に上流水系から下流水系までの系統の強化や、隣接する御殿場市水道事業とのネットワーク網を構築していますが、一部水系にて単独水源の配水区が残存していることから、水源複数化の検討をします。

(3) 災害時における迅速な復旧

「水道事業危機管理マニュアル」により、復旧体制を確立します。

6.2.3 安定供給体制の持続

持続



水の安全性と持続可能な管理確保の基盤となる、安定供給体制の確保を目指します。

(1) 水道施設能力の適合化

供給の安定化を図るには、水道施設の適合性を進めなければなりません。本町水道事業では、小規模な施設も多く、能力不足の配水区が残存しています。このため、計画期間内にて小山高区、大御神、滝沢、新柴などの各配水池の能力増強を目指します。

(2) 水圧の適正化

使いやすい水道にするためには、水圧の適正化が必要になります。町内可住域の標高差が約700mに達するなか、減圧槽や減圧弁により水圧バランスを保つ必要があります。

現在、小山水系小山高区配水区において水圧バランスの確保がされていません。このため、計画期間中は隣接する北郷水系内にて原向減圧槽の増設を行い、これにより小山高区配水区の一部を取り入れることでその解消を図ります。

(3) 施設の集約化

維持管理の合理化を進めるためには、小規模施設の集約化を図る必要があります。このため、小規模加圧施設を可能な限り統廃合し、維持管理の容易性、停電時の安定供給の向上を図ります。その他、小山高区配水池の更新後は小山低区を廃止します。

(4) 老朽施設の更新

アセットマネジメント計画、老朽管更新計画に基づき、新たな更新基準による計画的更新を行います。

(5) 中長期的な財源の見込みをつける

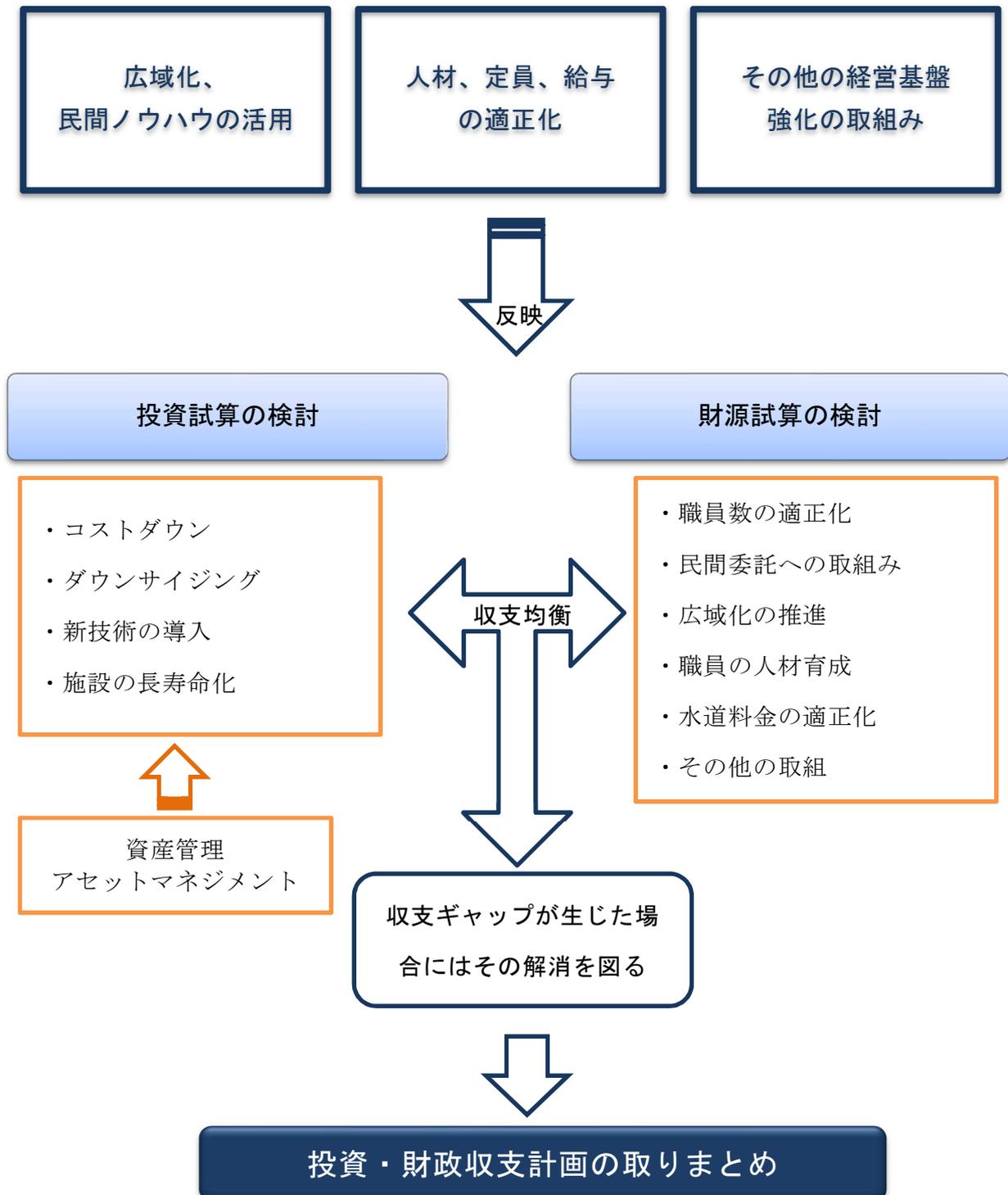
「小山町水道事業経営戦略」により、今後の水道事業経営に必要な財源計画を策定し、持続可能な水道経営を目指します。

第7章 効率化・経営健全化の検討

7.1 経営戦略の方向性

目標の具現化に向けて、投資の効率化、経営の健全化の検討を行い、投資・財政収支計画取りまとめを行います。

(1) 効率化・経営健全化の取組



7.2 投資の効率化

供給の安定化を図るための投資額は多大となることから、徹底した水道事業の効率化を図る必要があります。

7.2.1 投資試算の方向性

今後の施設整備は、安定供給の維持を前提とした上で次の検討を行い、投資額の合理化を図ります。

(1) 施設・設備の性能の合理化（コストダウン）

今後、配水場内等の配管耐震化を進める場合には、管路全ての更新は多額の事業費を必要とするとともに、断水も発生する恐れがあります。このため、新たに開発された耐震補強金具等により、経済性の向上、施工の簡素化を図ります。

(2) 施設・設備の縮小及び統廃合（ダウンサイジング）

1) 配水池施設

老朽化が進み、かつ、耐震性の低い小山低区配水池を、小山高区配水池の更新と合わせて集約化を図ります。また、管路の集約化も図ります。

2) 加圧施設の統廃合

小規模加圧施設を可能な限り統廃合し、維持管理の容易性、停電時の安定供給の向上を図ります。

3) 管路施設

更新する管路については、単に耐震化するだけでなく、口径縮小化等の見直しを図ります。

(3) 新技術の導入（GX（グリートランスフォーメーション）の取組）

従来、配管資材の耐用年数は40年とされてきましたが、近年では、耐震性を有し、耐用年数も70年以上の配管資材が開発されてきています。このため、本町においても、順次切替えを行いライフサイクルコストの低減を図ります。

また、水源及び加圧ポンプ・モーター、その他受変電機器等の更新には、インバータ等省エネ型の設備・機器・システム等の導入を図り、二酸化炭素の排出の抑制及び動力費の節約に努めます。

(4) 施設・設備の長寿命化（ライフサイクルコストの低減）

既存施設の耐用年数は、「実使用年数に基づく更新基準の設定例」（厚生労働省）に準拠して、次のように設定します。今後は、施設・設備の劣化や変状の有無、程度の把握を目的とした定期的な点検調査により、状態監視保全型維持管理に応じた補修・修繕を行い、本町アセットマネジメント計画の確実な履行を図り、結果的に施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図ります。



コンクリートの中酸化試験状況

1) 施設・設備

工種	構造	更新基準の 初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の 設定値
建築	RC造	50年	70年
配水池	RC造	60年	70年
	PC造	60年	70年
	SUS造	45年	70年
井戸		10年	60年
滅菌設備		10年	20年
電気		20年	40年
機械		15年	15年
計装		10年	25年

2) 管路

管種		更新基準の 初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の 設定値
ダクタイル鋳鉄管	耐震管	40年	70年
ダクタイル鋳鉄管	K形		70年
ダクタイル鋳鉄管	A形		60年
普通鋳鉄管			50年
鋼管	溶接		70年
硬質塩化ビニル管			40年
ポリエチレン管	HPPE		60年
ポリエチレン管			40年

7.3 経営の健全化

(1) 職員数の適正化

現在の職員数は、職員給与費が類似事業体と比較しても低水準にあることから、適正水準にあると考えておりますが、DXの推進による事務作業の効率化等を踏まえ、更なる経費削減を目指します。

また、計画期間中の人員については想定される事業量に応じて適正化を図る必要があることから、人員数の増加も想定されますが、施設の維持管理等においては第三者委託の可能性を検討することで、更なる効率化に努めます。

(2) 民間委託への取組

昨今では、料金徴収業務の個別委託に加え、水道施設管理を目的とした第三者委託の必要性が高まっています。

このため、必要とされる委託内容とそれによる効果を検証し、必要に応じ外部委託の導入を図ることで経営の効率化に努めます。

(3) 広域化の推進

静岡県が主導する「静岡県水道広域連携全体会議」に参加し、管理の一体化、施設の共同化等についての可能性について近隣市との協議を行います。

1) 管理の一体化

維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により業務等を実施する形態を指します。

2) 施設の共同化

取水場、浄水場、水質試験センター、緊急時連絡管などの共同施設を保有する形態(危機管理対策等のソフト的な施策を含む。)を指します。なお、共用施設は運用段階において一体的に管理する場合があります。

(4) 職員の人材育成

日本水道協会や県が主催・幹旋する水道事業全般の講習会及び研修会には、積極的に参加します。

(5) 水道料金の適正化

今後の更新投資に必要な財源の構成は、国庫補助金、繰入金、企業債、内部留保資金となります。国庫補助金は対象となる補助事業費に対し、採択基準に基づき額を決定し、繰入金は消火栓等の基準内繰入額、そして残りの投資額を内部留保資金や企業債にて賄うこととなります。このうち企業債は、今後の投資額を考慮し発行割合を調整する必要がありますが、先に述べたとおり企業債残高を一定水準以下に抑え企業債への依存度が過度に高まらないように管理しなければなりません。

このため、今後の検討においては企業債残高を目標の設定において示したとおり、料金収入に対し300%以下となるよう残高管理を行い、企業債への依存度を抑制していきます。

また内部留保資金は、減価償却費や料金収入による利益等がその主な原資となりますが、今後の事業計画を考慮したなかで適正な利益確保のために、状況に応じて適正料金への見直しが必要となります。

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」では、料金についてはその公正妥当性及び地方公営企業の健全な運営の確保が求められており、また事業報酬（利益）については、適正な率で含ませることが適当であると示されています。

第一章地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

(昭和27年9月29日自乙発第245号)

第三節財務に関する事項

四料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである（法第21条第1項）が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること（法第21条第2項）。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること（地方自治法第228条）。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

(6) 施設跡地の有効活用

施設の効率化（集約化）等による廃止施設跡地の有効活用の検討を行います。

(7) DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組

令和2年度より、水道料金のオンライン決済を導入してきましたが、利用者の利便性の向上を図るべく、対応可能な決済サービスの拡充等を今後も検討していきます。また、住民サービスのスマート化に加え業務効率化を目指したDXの取組を推進していきます。

第8章 投資計画、財政収支計画

8.1 課題と施策の設定

課題に対する施策は次のように設定します。

項目	課題	施策の設定	指標
安全	水質管理体制の構築	水源水質の監視	クリプトスポリジウム対策
		浄水水質の監視	給水栓での適正水質の確保
	直結給水の拡大	小規模貯水槽水道の廃止	小規模貯水槽水道の安全性の確保
強靱	施設の耐震性	基幹施設の耐震化	“水道施設の技術的基準を定める省令”との適合性
	施設の多重性	施設のレベルアップ	
持続	安定供給の維持	施設能力の適正化	“水道施設設計指針(2012)”との適合性
		水圧の安定化	使いやすい水道の確保
		老朽施設の更新	将来にわたる安全な水道水の安定供給
	効率的な施設の再構築	施設の集約化 (小規模施設の廃止)	停電時における安定供給維持管理の簡素化 省エネルギー対策

8.2 投資計画

現況施設の課題に伴い、必要とする事業は次のとおりです。

事業名		事業目的	事業概要
須走水系	須走高区減圧槽建設事業	水圧の安定化(特)	籠坂第1減圧弁に替えて減圧槽を築造し、水圧の安定性の向上を図る。
北郷水系	原向減圧槽及び配水管改良事業	施設能力の適正化(特) 水圧の安定化(特)	原向減圧槽容量の適正化及び上流側配水管口径の適正化を図る。
	大御神配水池改良事業	施設能力の適正化(特)	配水池容量が不足しているため、改良を行い、施設の適正化を図る。
	水圧適正化事業	水圧の適正化(特)	減圧弁の設置により、水圧の適正化を図る
小山水系	小山高区配水場関連建設事業	老朽施設の更新(特) 耐震性の強化(強) 施設能力の適正化(特)	国道の整備に伴い、老朽化が進み、かつ、耐震性の低い小山高、低区配水池を集約し、施設の適正化及び耐震化を図る。
	柳島周辺加圧・揚水施設集約事業	老朽施設の更新(特) 耐震性の強化(強) 加圧・揚水施設の集約化(特) 直接給水の拡大(安)	老朽化が進み、かつ、耐震性の低い柳島配水池周辺施設の更新を進めながら、加圧・揚水施設の集約を図る。
	滝沢旧簡易水道・小山中区統合事業	滝沢旧簡易水道施設更新 加圧施設の集約 (特)(強)	滝沢旧簡易水道施設の統合を目的とし、施設能力の適正化を図る。また、周辺の加圧施設の集約を進める。
足柄水系	新柴配水池改良事業	施設能力の適正化(特)	配水池容量が不足しているため、改良を行い、施設の適正化を図る。
共用水系	老朽施設・老朽管更新事業	定期更新(特) 耐震性の強化(強) 有収率の向上(特)	老朽施設・老朽管を更新し、耐震性の強化を図る。

8.3 投資効果

計画期間中における事業推進の効果は、須走水系及び北郷水系内の水圧バランスの確保、老朽施設の更新及び耐震化、そして施設能力適合性の確保となります。施設耐震化による事業効果は以下のとおりです。

配水施設（配水池）一覧

水系	配水池名	構造	計画容量 (m ³)	築造 年度	計画一日最大 給水量 (m ³ /日)	貯留 時間	耐震性
須走	1 須走高区	PC	2,200	H 7	1,960	25.7	有
	2 須走低区	SUS	1,340	R 5	1,540	19.3	有
	3 紅富台	FRP	500	H 9	230	41.7	不明
	4 三菱第1	RC	290	S60	780	8.0	不明
	5 〃第2	RC	250	H 2	230	23.0	不明
	6 〃第3	RC	110	S60	160	12.0	不明
	小計	6	4,690		4,900	22.5	2
北郷	7 一色	PC	970	H10	1,910	10.9	有
	8 大御神	SUS	110	R10	160	12.0	有
	9 上野・中日向	RC	130	S57	250	9.6	不明
	10 用沢	SUS	450	H22	6,810	7.8	有
	11 棚頭	PC	700	S61			有
	12 〃	PC	1,160	H23			有
	小計	6	3,520		9,130	9.0	5
小山	13 高区	RC	400	S46	2,380	3.0	不明
	14 中区	PC	1,050	S63	1,010	22.6	有
	15 低区	RC	350	S33	—	—	不明
	16 滝沢	RC	20	不明	570	0.0	不明
	小計	4	1,820		3,960	10.4	1
湯船原	17 湯船原	SUS	1,350	H29	2,490	12.0	有
	18 ハイテクパー	RC	150	H 6	350	8.2	不明
	小計	2	1,500		2,840	11.8	1
足柄	19 新柴	RC	70	S55	170	5.6	不明
	20 宿高区	RC	310	H 6	800	19.8	不明
	21 宿低区	RC	240	H 4			不明
	22 向方	RC	540	H 7	730	16.8	不明
	小計	4	1,160		1,700	15.0	0
合計	22	12,690		22,530	13.4	9	

これにより、耐震化率は72.9%から73.5%へと向上します。

8.4 事業費

施設整備の事業費については、事業目的を考慮して次のように設定します。

(1) 施設整備計画総括表

水系	工事名	規模構造	金額 (千円)
須走	須走高区減圧槽建設事業	減圧槽 SUS 造 180 m ³	358,700
	配水管布設工事		16,100
	小計		374,800
北郷	原向減圧槽及び配水管改良事業	減圧槽 SUS 造 90 m ³	158,100
		配水管布設替工事(φ150)	67,875
	水圧適正化事業	減圧弁 3 箇所他	185,500
	大御神配水池改良事業	配水池 SUS 造 110 m ³	227,800
		配水管布設替工事	
小計		639,275	
共通	水道施設更新事業		200,000
	老朽管更新事業		163,722
	小計		363,722
本工事費計			1,377,797
用地費			15,000
調査設計業務委託費			127,077
事務費			110,371
計			1,630,245
消費税相当額(10%)			151,010
合計			1,781,255

8.5 財政収支計画

財政収支計画は以下のとおりです。現状、令和9年度に30%の料金改定を見込んでいますが、時期及び改定率は決定事項ではありません。

●収益的収支

科 目	年 度	実績					予算	計画			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
収入の部	給水収益(料金収入)	238,107	217,961	218,223	229,288	285,215	283,313	287,475	289,535	379,554	380,771
	その他営業収益	8,086	8,750	8,764	7,409	7,519	6,800	6,671	6,560	6,449	6,338
	長期前受金戻入	71,849	72,469	71,900	87,313	70,418	78,549	79,244	82,810	83,103	88,552
	その他営業外収益	486	216	890	250	865	101	541	541	541	541
	計①	318,528	299,396	299,777	324,260	364,017	368,763	373,931	379,446	469,647	476,202
支出の部	人件費	28,233	25,725	26,224	26,983	25,616	26,994	27,373	27,722	28,079	28,443
	維持管理費	83,217	81,298	92,657	103,320	121,573	121,862	120,657	122,937	135,474	127,697
	引当金	2,660	3,033	2,429	3,301	2,923	2,971	3,007	3,040	3,074	3,108
	支払利息	4,132	3,930	3,957	4,129	5,006	6,769	8,252	11,089	15,015	17,912
	減価償却費	169,793	170,094	174,690	191,292	173,781	190,257	203,651	210,901	216,847	226,820
	その他費用	922	281	6,614	863	119	2,893	2,323	2,323	2,323	2,323
	計②	288,957	284,361	306,571	329,888	329,018	351,746	365,263	378,012	400,812	406,303
損益	①-②	29,571	15,035	-6,794	-5,628	34,999	17,017	8,668	1,434	68,835	69,899
	供給単価(円/m ³)	71.53	69.85	70.83	74.98	93.64	91.27	93.64	93.64	121.73	121.73
	給水原価(円/m ³)	65.22	67.91	74.08	79.32	84.90	87.66	93.00	95.31	101.73	101.42

●資本的収支

収入の部	企業債	75,000	74,400	79,500	59,500	194,900	113,000	145,000	188,000	139,000	183,000
	他会計出資補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国庫(県)補助金	60,434	121,628	157,442	130,876	197,548	56,010	199,144	74,737	297,368	50,000
	工事負担金	1,293	0	655	2,164	2,051	12,500	12,500	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	計①	136,727	196,028	237,597	192,540	394,499	181,520	356,644	262,737	436,368	233,000
支出の部	事業費	223,090	268,748	356,262	336,542	571,973	295,457	393,035	364,479	606,364	417,377
	企業債償還金	12,934	16,339	21,101	22,717	23,771	26,011	28,036	31,688	41,815	46,729
	計②	236,024	285,087	377,363	359,259	595,744	321,468	421,071	396,167	648,179	464,106
不足額	①-②	-99,297	-89,059	-139,766	-166,719	-201,245	-139,948	-64,427	-133,430	-211,811	-231,106

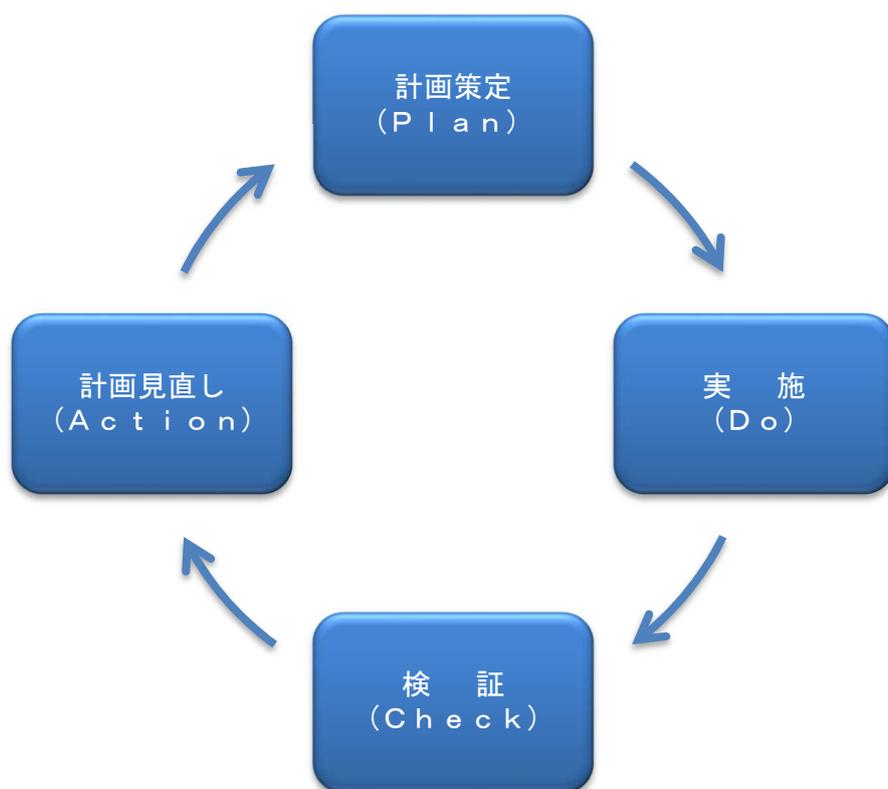
●資金収支及び企業債残高

資金収支	損益勘定留保資金①	139,900	124,503	112,275	122,871	169,919	145,312	155,624	145,569	245,067	229,475
	資本的収支不足額②	-99,297	-89,059	-139,766	-166,719	-201,245	-139,948	-64,427	-133,430	-211,811	-231,106
	差し引き①+②	40,603	35,444	-27,491	-43,848	-31,326	5,364	91,197	12,139	33,256	-1,631
	内部留保資金	160,842	196,286	168,795	124,947	93,621	98,985	190,182	202,321	235,577	233,946
	企業債残高	455,604	513,665	572,064	608,848	779,976	866,966	983,930	1,140,242	1,237,427	1,373,698

第9章 フォローアップ

水道事業ビジョンでは、令和10年度（2028年度）までの計画を設定していますが、多額の事業費を必要とします。また、人口減少に伴う水需要の減少もあり、水道料金の見直しも検討が必要となります。

このため、水需要の動向、事業の進捗状況、経営指標による類似団体との比較等により、現状の把握と分析を行い計画の再検討・見直しを行います。



計画の見直しは、本町水道事業の運営を持続するために、3～5年ごとに行っていきます。

資料 用語説明

水道事業：「水道法 第3条第2項で定める事業」

一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

但し、給水人口が 100 人以下である水道によるものを除く。

また水道事業とは給水人口が 5,000 人を超える水道をいう。

行政区域内人口：行政区別（市・町・村）人口

本文では本町人口を示す。

給水人口：給水対象人口

給水区域内であっても未給水人口は含まれない。

有収水量：各家庭及び事業体が使用する水量

（各戸メーターによって積算される水量）

一日平均給水量：年間の平均給水量（配水池から流出する流量）

一日最大給水量：年間を通じて最大の日当り給水量

（水道施設計画に必要とする基準値）

有収率：有収水量を給水量で除したもの

$\text{有収水量} / \text{給水量}$

有効率：有効水量を給水量で除したもの

$\text{有効水量} / \text{給水量}$

“厚生省通達”

“「水道の漏水防止対策の強化について」に、現状の配水量に対する有効水量の比率が 90%未満の事業にあっては、早急に 90%に達するよう漏水防止対策を進めること。また、現状の有効率が 90%以上の事業にあっては、更に高い有効率の目標値を設定し、今後とも計画的な漏水防止に努めること。なお、この場合、95%

程度の目標値を設定することが望ましい。”

負 荷 率：一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合
一日平均給水量／一日最大給水量
(安定給水を行うのに必要な基準値・地域性により変化する)

小山町水道事業
水道事業ビジョン
(令和元年度～令和10年度)

令和7年2月(中間見直し)
小山町都市基盤部上下水道課